

第 3 期

八王子市 地域福祉計画（案）

平成 30～35 年度

平成 30 年 3 月

八王子市

目 次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 計画策定の組織と取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状・・・・・・・・	11
1 市内の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3 第2期計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4 市が抱える課題のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	37
1 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	39
2 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	40
3 計画のめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・	42
4 福祉の圏域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1 しくみの充実	
～多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進～	47
2 地域福祉活動支援・人材育成	
～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～	53
3 福祉サービスの充実	
～生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上～	65
第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	79
1 計画の推進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・	81
2 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・	82

第1章 計画策定にあたって

(※中扉裏)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

本市では、少子高齢化や、家族形態の変化、住民相互のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化している中、平成19年度に地域福祉に関する事項を含む「八王子市地域保健福祉計画」を策定しました。

その後の本市においても少子高齢化の進行や、経済情勢の悪化による生活困窮者の増加、年代を問わず社会とつながりを失った人の孤立、弱者に対する虐待など問題が複雑多様化しています。

また、平成23年の東日本大震災では多くの尊い生命・財産が奪われ、最前線で災害対応を実施すべき行政も同様に甚大な被害を受けたことで本来の行政機能に支障が生じ、このことは、支援を公的機関のみで担うことには限界があることを明らかにしました。一方、被災した地域では、ボランティアや、地域の人々の支えあいが必要な役割を果たし、他人を思いやる心の重要性が再認識されました。

このように、地域での支えあいによる地域福祉の充実が一層求められる中、本市でも、第1期計画策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、第2期地域福祉計画（以下、「第2期計画」とする）を平成24年度に策定しました。第2期計画下では、虐待・孤立化の防止や社会的弱者の支援、災害時の要援護者支援を重点に掲げ施策に取り組んできたほか、社会福祉協議会では市内2か所（平成29年3月現在）に地域における相談や集いの場となる地域福祉推進拠点を設けるなど、その取り組みを進めてまいりました。

また、国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部のもと、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現をめざした取り組みがはじまっています。本市においても市内の施設や組織を有効に活用しながら、市民になじみやすい取り組みとしていく必要があります。

このように、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての住民が、自ら主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らせるよう、本市の地域福祉に関する対象者別計画を包含する理念や、協働して支えあうしくみを示していきます。

◆「八王子ビジョン 2022」の見直しと関わり

平成 29 年度の行う八王子ビジョン 2022 の見直しについては、現行基本計画の策定経過を踏まえ、根幹に関わる大きな見直しは行わないこととしながらも、計画策定後、社会情勢の変化により顕在化した課題を盛り込んでいます。

総論部分において、「中学校区を基本とした生活圏域」を標榜しているおり、地域住民の生活が深く関わりを持つ本計画においても整合を図っていきます。

また 8 ページ「計画の位置付け」において示すとおり、第 3 期地域福祉計画と、ここに包含される高齢者計画・第 7 期介護保険事業計画、障害者計画・第 5 期障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども育成計画は、八王子ビジョン 2022 の主に第 2 編「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」と第 3 編「活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向けた計画を策定しています。

◆八王子市の中核市移行について

地方分権の進展に伴い、地方の裁量が拡大する中、基礎自治体の行政能力が問われてきています。更なる市民サービスの向上のため、行政事務の拡大を図っていくことが、多摩地域最大の人口規模を有し、その中核的役割を担う本市としての使命であると考えております。

そこで、本市は、中核市制度を活用し、分権時代をリードする自治体としての基盤を整えていくこととし、平成 27 年 4 月に中核市となりました。

法令に基づき都道府県から中核市に移譲される事務の件数は、概ね 1,800 件ですが、本市は保健所政令市と景観行政団体への移行により、中核市に関する事務の多くは移譲されていました。しかし、第二次分権改革により、福祉施設の基準に関する条例制定権など多くの権限が中核市に移譲された結果、今回、都からは 1,261 件の事務が移譲されました。

特に民生分野は全移譲事務の約 38%にあたる 481 項目という多くの事務が移譲されました。

具体的には、本計画の策定について審議する社会福祉審議会の設置、また児童福祉施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可、身体障害者手帳の交付など市民生活のサービス向上につながる多くの事業が移譲されました。

民生分野の事務権限が多数移譲された中核市移行後、初めて策定する地域福祉計画においては、自らの判断と責任に基づくまちづくりを実践する先駆的な存在として、その姿勢を明確に示していくことが必要です。

2 地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者また障害者に対する虐待や、自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。

また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。

問題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における結びつきを密にし、支援を必要とする方を、地域の中で支えていくことが求められます。地域生活問題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図る。この考えを基本に、行政による支援や民間事業者を含めた支援をあわせた重層的な協働の取組みが地域福祉です。

◆「地域共生社会」と「我が事・丸ごと」

これまで取り組んできた様々な制度・分野ごとの福祉施策において、解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の「つながり」の弱まりなどに対する問題意識が明確化されてきています。

このような問題に対し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現を目指していきます。

「地域共生社会」の実現に向けて、3つの観点から取り組む必要があります。1つ目の観点として「地域づくりと相談支援体制」、2つ目に「人材」、3つ目に「サービス提供体制」があり、本計画においても、これらの観点到配慮した計画策定が必要です。

市民力・地域力

説明文

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で求められる、

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（下記＜社会福祉法第 106 条の 3 要旨＞参照）

を基本に、昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項（等）を加えて、具体的内容として策定するものです。

庁内の各計画との関係では、八王子市基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」（以下「基本計画」という。）を上位計画とします。

一方、「高齢者計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども育成計画」等の対象別計画を内包する上位の計画であり、理念やしくみの整合性を図ります。これら対象者別計画では網羅できない課題については、本計画をもとに、行政や地域の人々の力での解決を目指します。

また、保健・医療、防災、交通、教育、消費生活などの他分野の計画とも調和を図り、連携することで、個別施策を実現していきます。

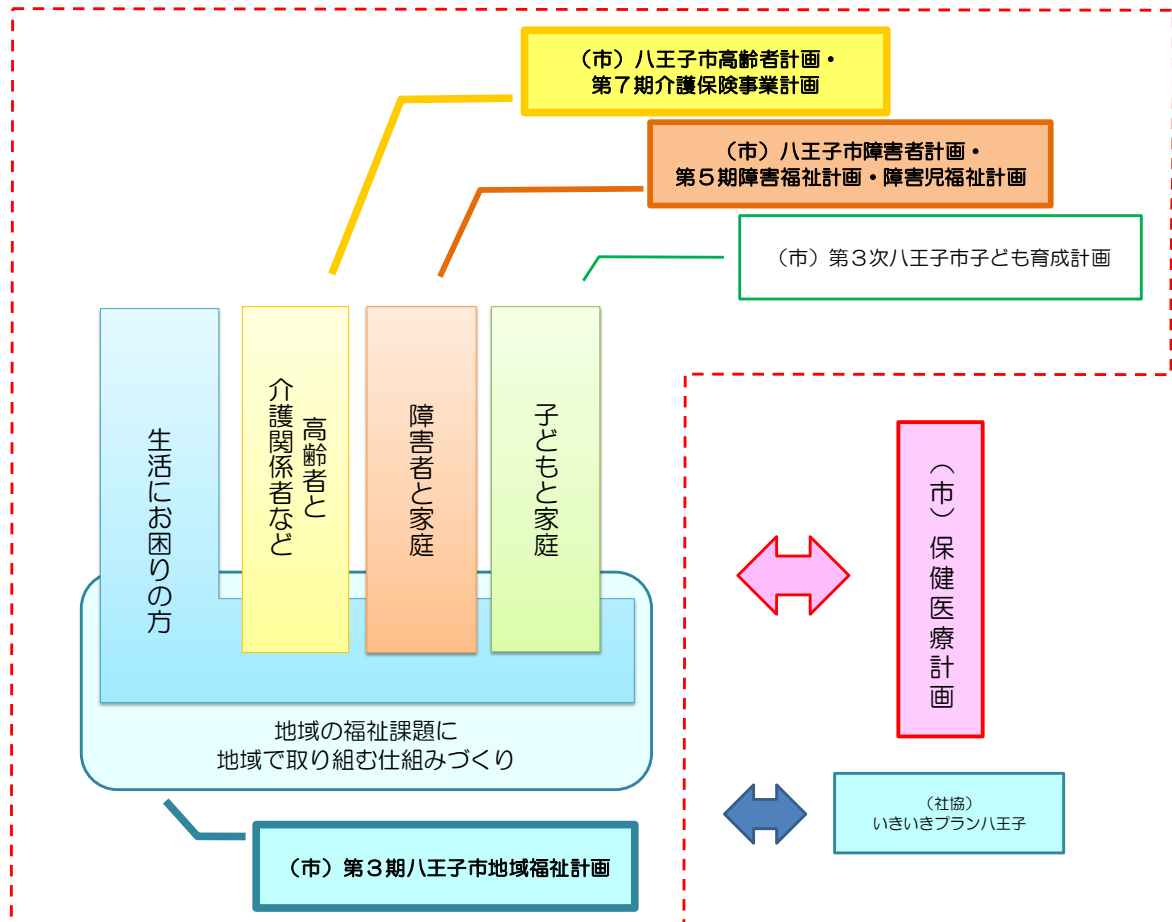
本計画の実行には、八王子市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画「いきいきプラン八王子」の取組み強化が欠かせません。地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念やしくみの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図ります。

参考＜社会福祉法第 106 条の 3 要旨＞

社会福祉法第 106 条の 3 では、市町村における包括的な支援体制について規定しています。

- ①「他人事」が「我が事」になるような環境整備
- ②住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり
- ③公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

<地域福祉計画の位置づけ>



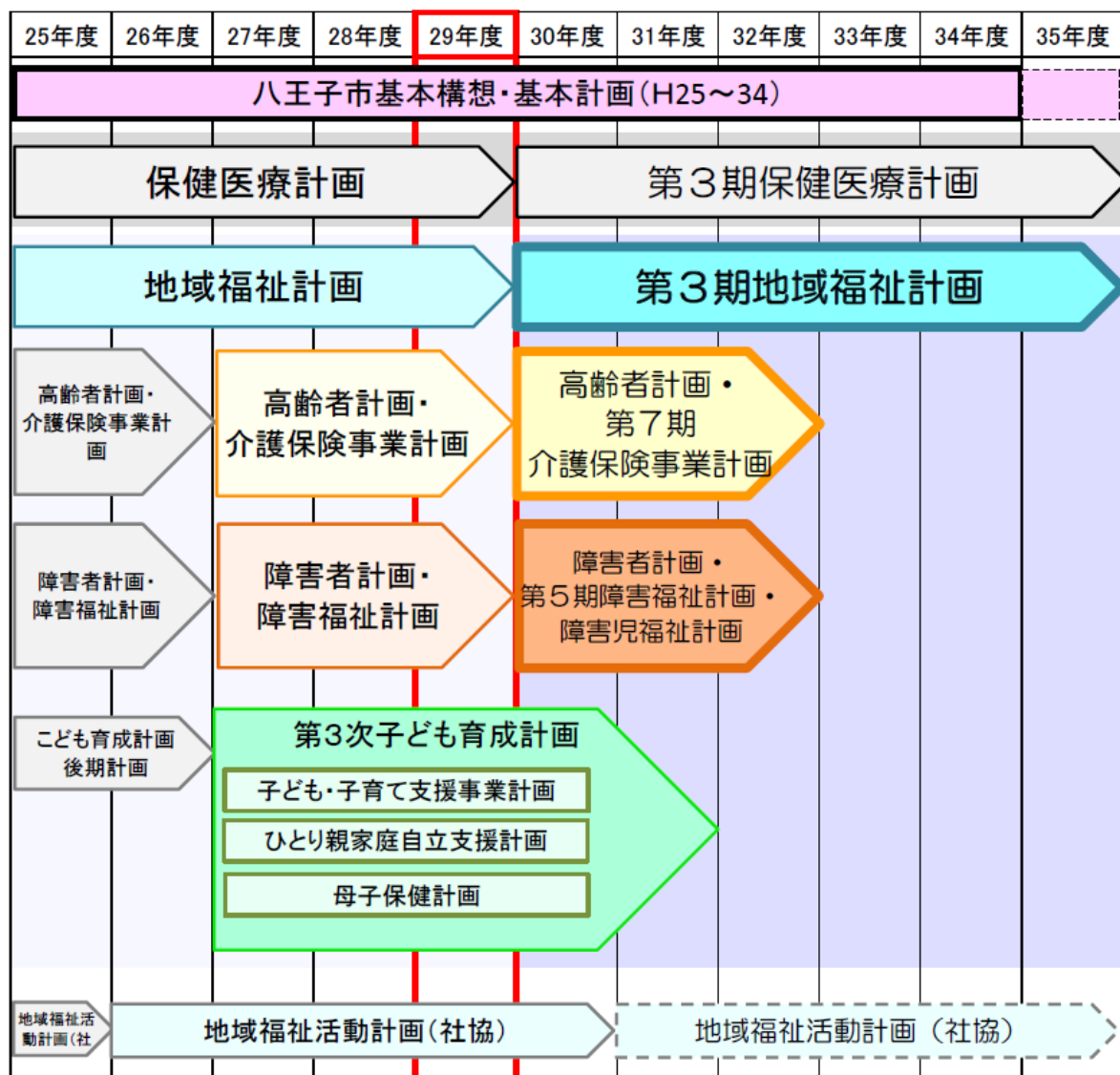
4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

これは、一定期間継続して事業を推進し、その評価を繰り返し行う必要があることや、対象者別計画の計画期間を考慮しています。

ただし、今後の社会情勢の変化を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行うことがあります。

<地域福祉計画等の計画期間>



5 計画策定の組織と取り組み

(1) 策定組織

本計画の策定にあたっては、中核市移行により設置した、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する「社会福祉審議会」の「地域福祉専門分科会」の下、第2期計画の評価と、その評価を踏まえた本計画の方向性、盛り込む内容、推進体制などへの意見をいただきました。

それと並行する形で、福祉・保健・医療及び生活関連など、本計画の下で連携する庁内関係課で構成する「八王子市地域福祉計画庁内検討会」及び「八王子市地域福祉計画庁内幹事会」において協議、検討を行いました。

また、市民の意見を反映させるため、「アンケート調査」や「パブリックコメント」を実施しました。

(2) 策定までの取り組み

本計画の策定に当たっては、市内に居住する18歳以上の住民を対象とした「市民アンケート調査」や、地域で活動を行う民生委員・児童委員を対象とした「民生委員・児童委員アンケート調査」を実施しました。

① 市民アンケート調査

- 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女3,000名を無作為抽出
- 調査期間：平成28年10月14日から平成28年11月3日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数3,000通 有効回収数1,266通 有効回収率42.2%

② 民生委員・児童委員アンケート調査

- 調査対象：市内の民生委員・児童委員
- 調査期間：平成29年5月16日から平成29年7月4日
- 調査方法：直接配布、直接回収
- 回収状況：
 - <地区委員調査>配布数 450通 有効回収数 442通 有効回収率 98.2%
 - <地区会長調査>配布数 20通 有効回収数 20通 有効回収率 100.0%

③ パブリックコメント

平成28年度中に実施予定です。

第2章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状

(※中扉裏)

第2章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状

以下では、八王子市の地域福祉について、各種の統計等から現状についてまとめました。各種の統計においてはいずれも計画策定時点で最も新しいデータを掲載しましたが、調査実施主体や更新時期が異なることから、最新年度等に違いが見られます。

1 市内の状況

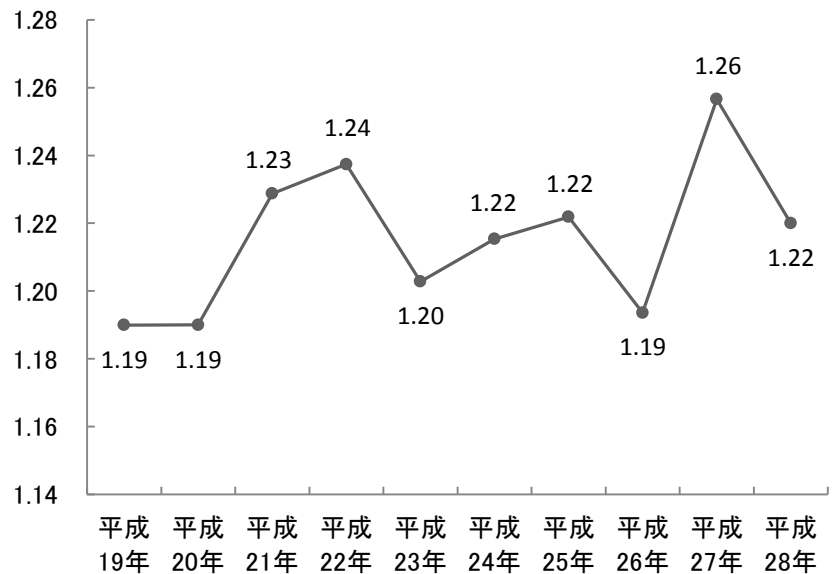
(1) 人口の推移

基本計画の見直しで使用する人口の推移データを使用。

資料：国勢調査

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率のここ10年ほどの傾向を見ると、1.20前後で推移を続けており、平成28年は1.22となっています。

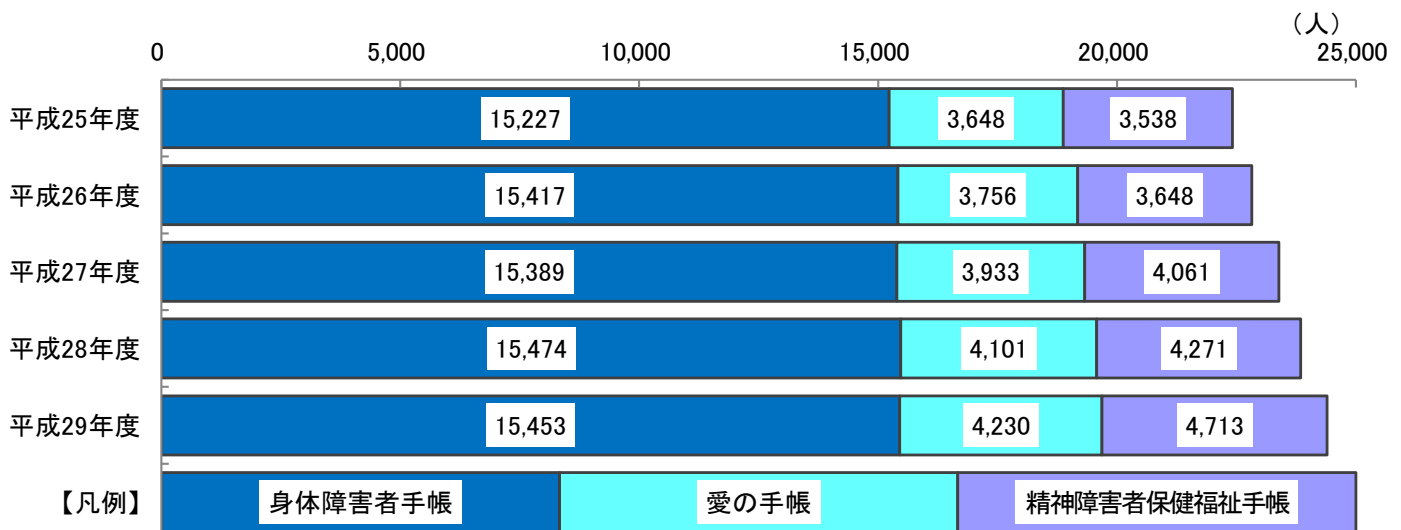


※小数点第3位で四捨五入しているため表示された数値とグラフ上の位置が異なるように見えることがあります。

資料：東京都人口動態統計

(3) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳の所持者数の推移をみると、愛の手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者では増加の傾向が見られ、中でも精神障害者保健福祉手帳の所持者は4,713人と、愛の手帳の所持者数を上回る増加となっています。

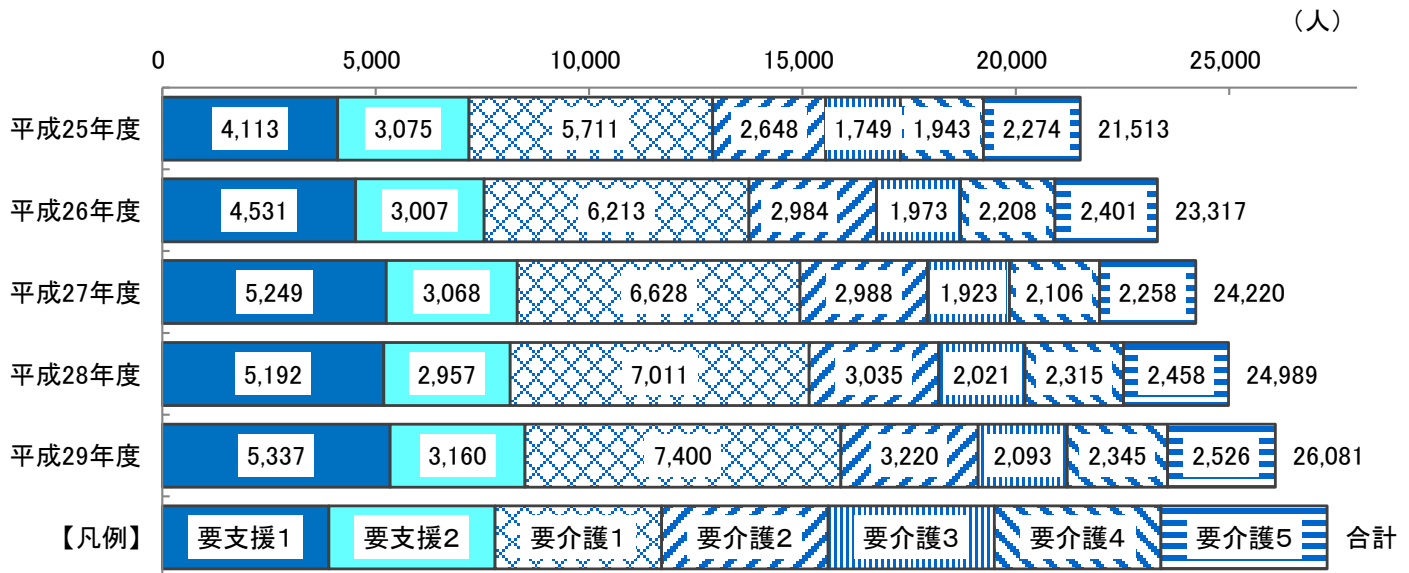


※精神障害者保健福祉手帳は、2年ごとの申請のため、前年度の申請数を合せた数になっています。

資料：庁内資料（各年度4月時点）

（４）要支援・要介護認定者数

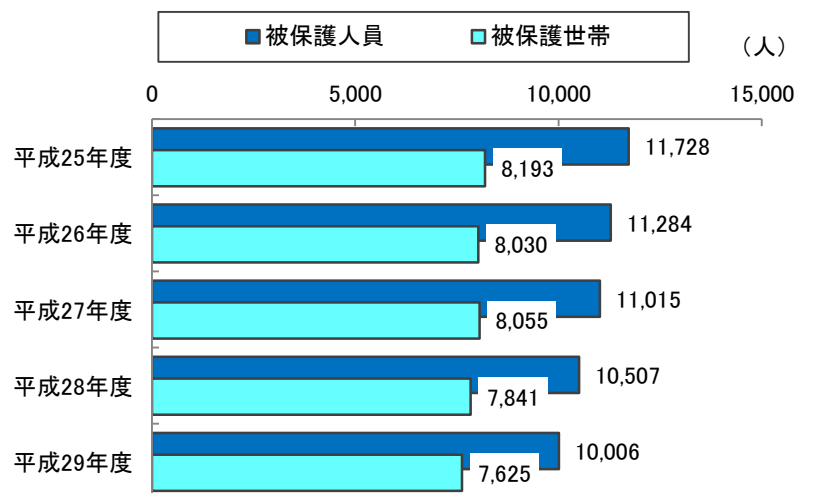
本市の要支援・要介護認定者数は年々増加し、平成25年度では21,513人でしたが、平成29年度は26,081人となっており、およそ21%の増加となっています。



資料：庁内資料（各年度4月時点）

（５）生活保護

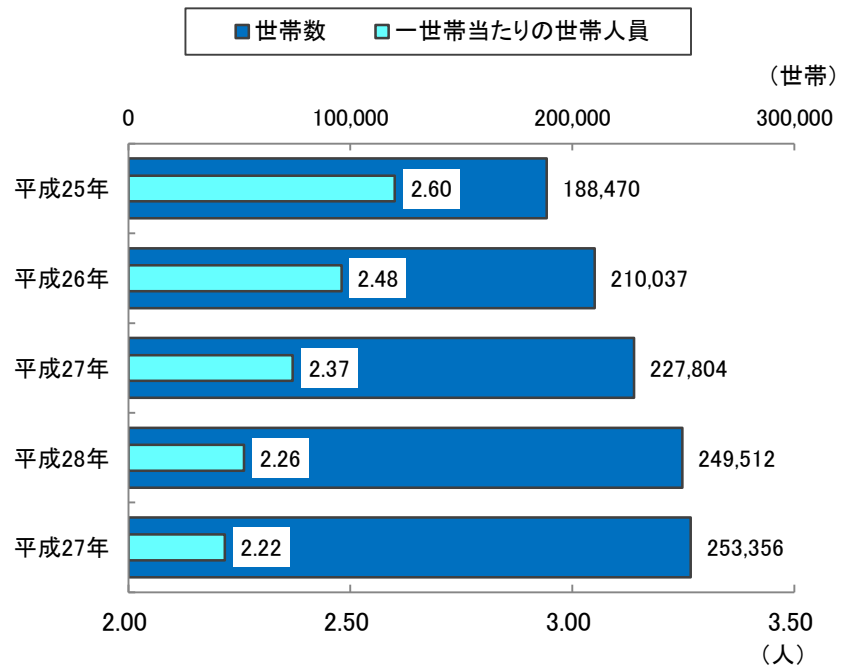
本市の生活保護の状況は、被保護世帯、被保護人員ともに減少傾向となっており、平成29年度は7,625世帯、10,006人となっています。



資料：庁内資料（各年度4月時点）

(6) 世帯数と世帯人員

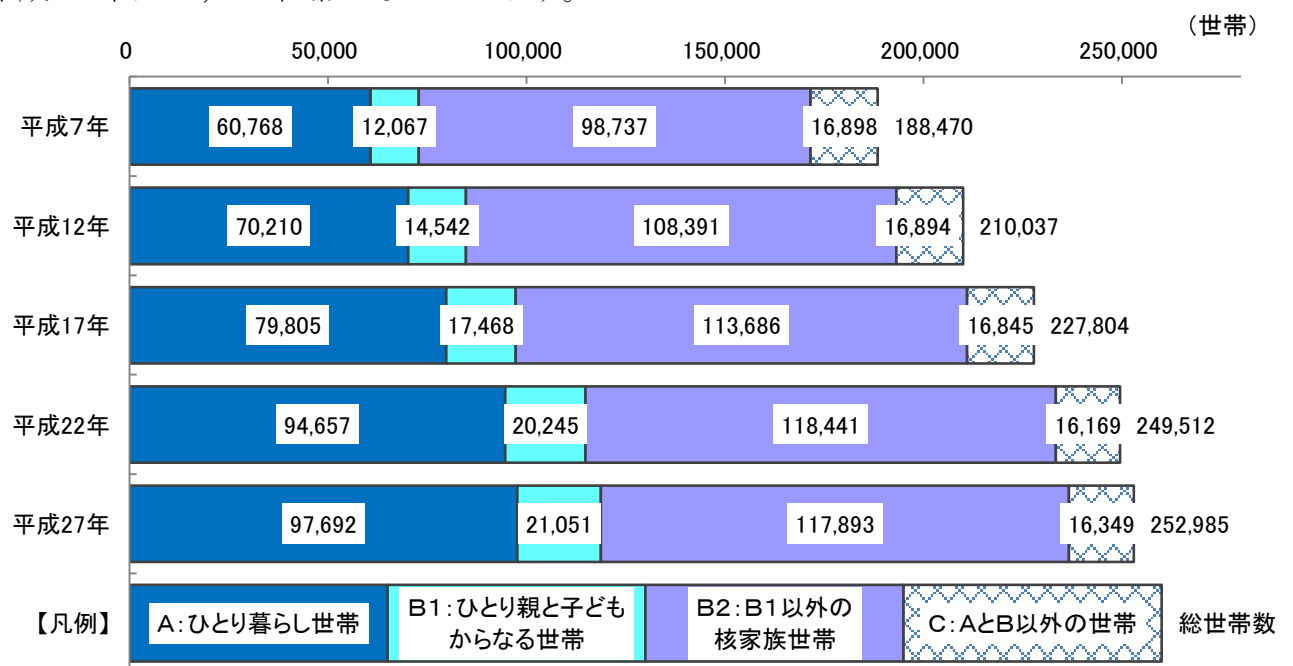
本市の世帯数は増加し、平成27年には25万世帯を超えました。一方、1世帯あたりの人員は減少しており、平成27年は2.22となっています。



資料：国勢調査

(7) 家族類型別世帯の状況

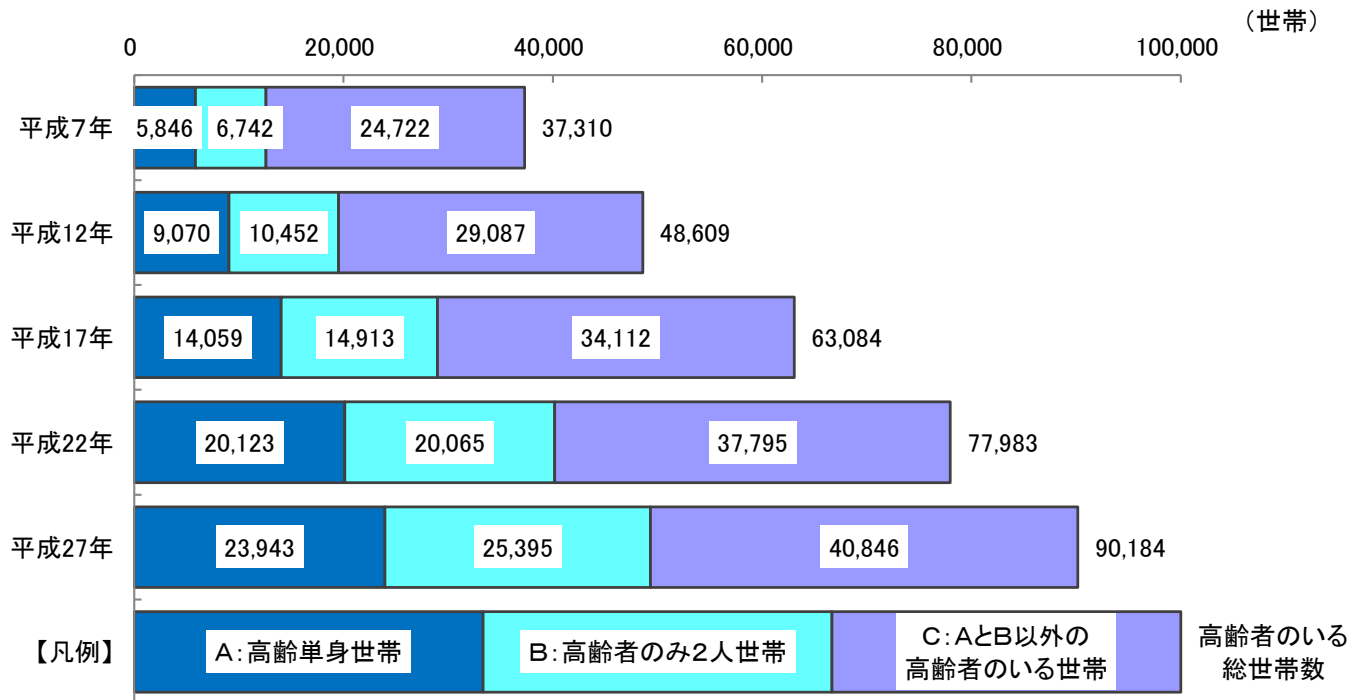
本市の「ひとり暮らし世帯」は増加傾向にあり、平成27年では97,692世帯となっています。また、「ひとり親と子どもからなる世帯」についても増加の傾向が見られ、平成27年は21,051世帯となっています。



資料：国勢調査

(8) 一般世帯の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数等

本市の 65 歳以上の高齢者のいる総世帯数は大幅な増加が続いています。中でも「高齢単身世帯」及び「高齢者のみ 2 人世帯」は平成 7 年から平成 27 年にかけて「高齢単身世帯」は約 4.1 倍、「高齢者のみ 2 人世帯」は約 3.8 倍となっています。



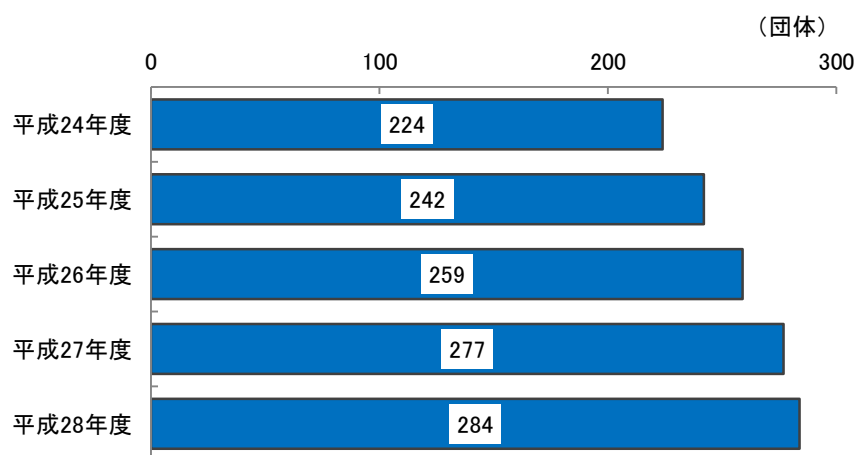
※高齢夫婦世帯の定義は、平成 2 年の調査では、夫と妻のいずれかが 65 歳以上の夫婦のみの世帯、となっています。

資料：国勢調査

2 地域の状況

(1) N P O法人数

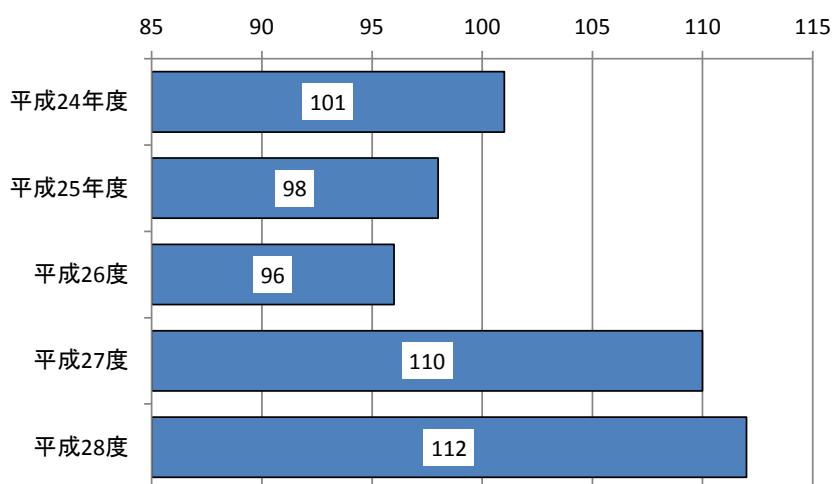
本市のN P O法人数は、増加傾向にあり、平成 28 年度は 284 法人となっています。



資料：庁内資料（各年度末時点）

(2) 登録ボランティア団体数(各年度末時点)

本市のボランティア団体数は、近年増加傾向となっており、平成 28 年度は 112 団体となっています。

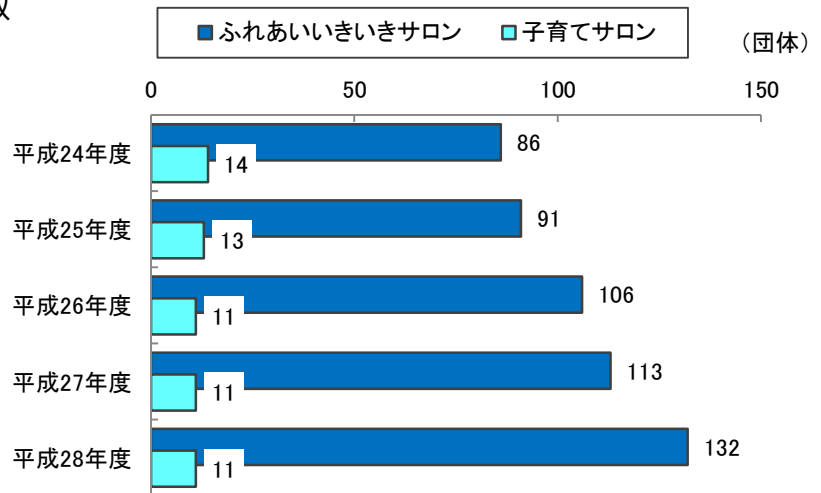


資料：社会福祉協議会（各年度末時点）

(3) 地域交流サロン活動支援団体数

本市のふれあい・いきいきサロン支援団体数は増加傾向にあり、平成28年度は132団体となっています。

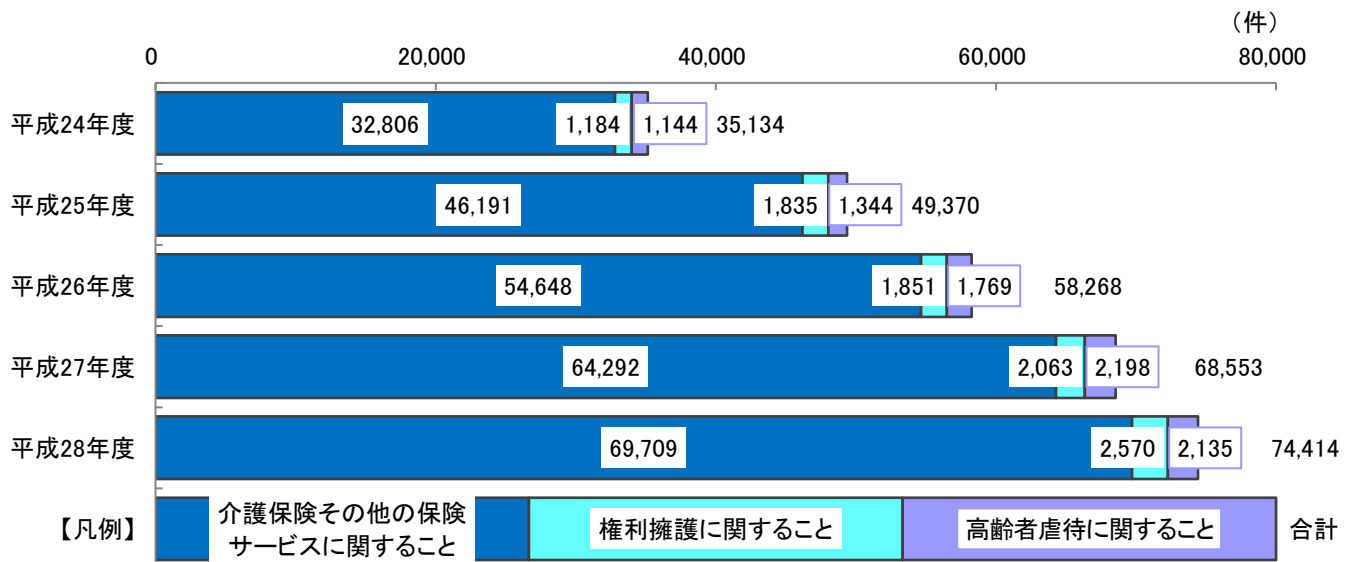
子育てサロン支援団体数は、ここ3年ほど横ばい状態となっており、11団体となっています。



資料：社会福祉協議会（各年度末時点）

(4) 高齢者あんしん相談センターにおける相談件数

本市の高齢者あんしん相談センターにおける相談件数は年々増加しており、平成24年度に比べ約112%もの高い伸びとなっています。また、権利擁護（成年後見制度等）や高齢者虐待に関する相談についても年々増加しています。

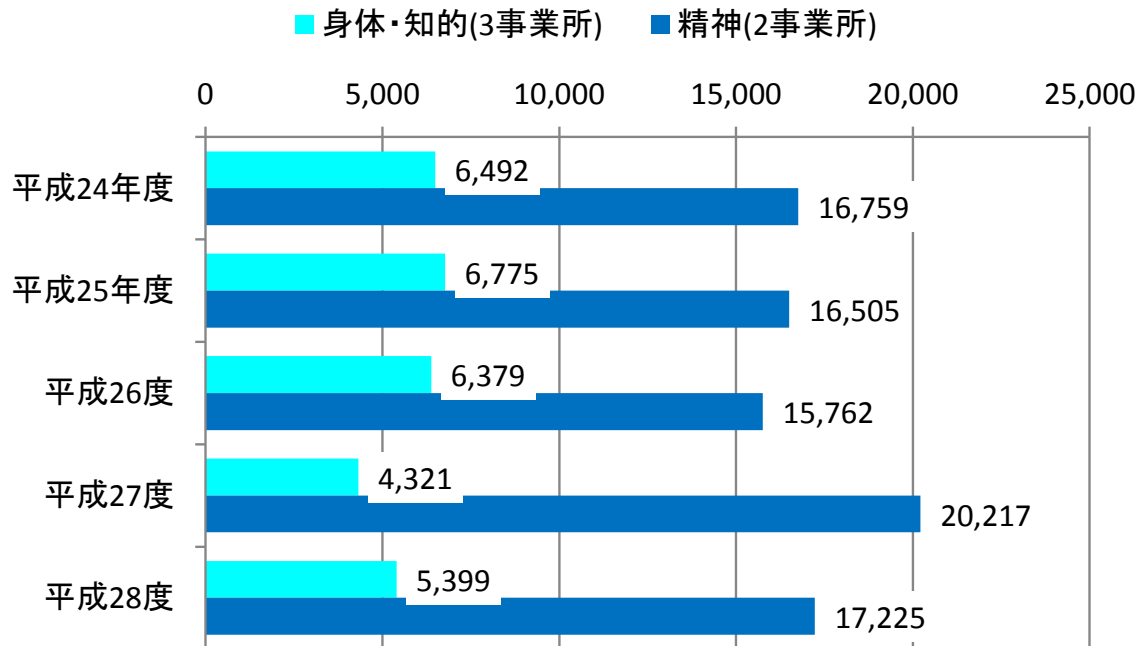


※高齢者あんしん相談センターとは、八王子市における介護保険法で定められた地域包括支援センターのことです。

資料：庁内資料（各年度末時点）

（５）障害に関する相談件数

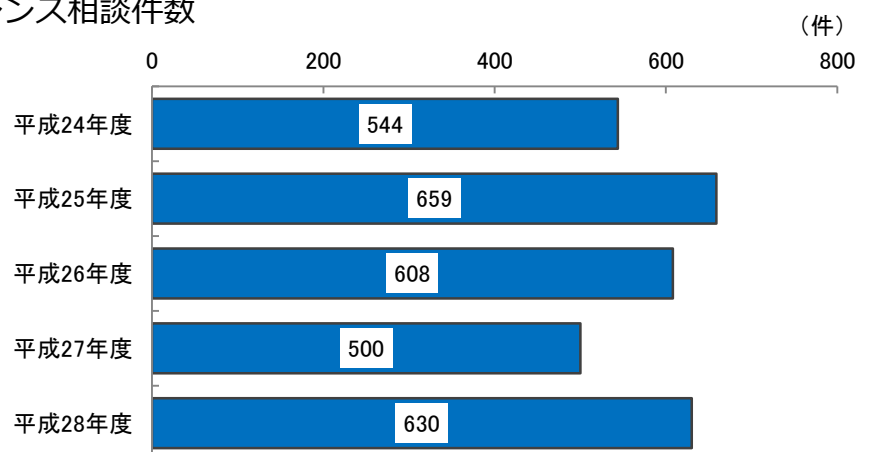
本市の障害に関する相談体制は、身体・知的障害における相談窓口は３か所、精神障害については２か所となっています。件数は、22000 件から 24000 件程度で推移しています。また平成 28 年度から 5 か所の相談窓口である障害者地域生活支援拠点事業所に地域生活支援員を配置し相談支援体制を充実した。



資料：庁内資料（各年度末時点）

（６）ドメスティック・バイオレンス相談件数

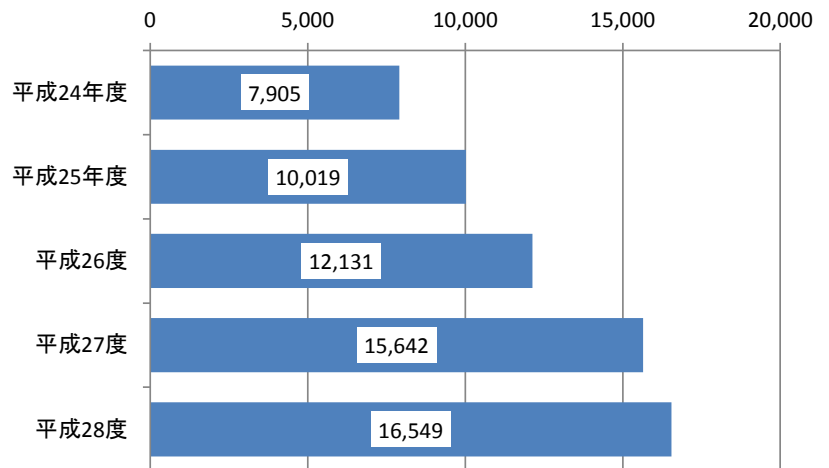
本市のドメスティック・バイオレンス相談件数は、ここ５年ほどは 500 件から 700 件の間で推移しており、平成 28 年度は 630 件となっています。



資料：庁内資料（各年度末時点）

(7) 児童虐待に関する相談件数

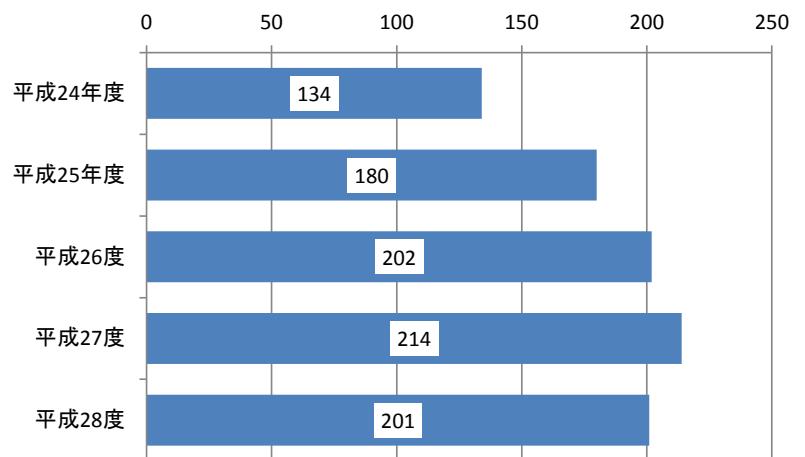
本市の児童虐待に関する相談件数は増加傾向となっており、平成28年度は16,549件となっています。



資料: 庁内資料 (各年度末時点)

(8) 孤独死の発生件数等

本市の孤独死の発生件数は、ここ5年ほどは200件前後で推移しており、平成28年度では201件となっています。



※本計画における孤独死の定義は、自宅で亡くなられた一人暮らしの方としています。

資料: 庁内資料 (各年度末時点)

3 第2期計画の評価

(1) 事業の進捗

第2期計画では、当時の社会情勢と本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点から3つの重点課題を掲げ、この解決を目指して施策を展開し、それぞれの取組みについては、進行状況を報告し、意見・評価を反映させながら計画の推進を行いました。

【3つの重点課題】の解決を目指す

- ① 地域における虐待・孤立化の防止
- ② 地域における社会的弱者の支援
- ③ 地域における災害時の要援護者支援

① 地域における虐待・孤立化の防止

「地域における虐待・孤立化の防止」においては、町会・自治会加入率の低下など地域交流が希薄化する中で、単身世帯等が増加や世帯の孤立に伴い、虐待につながるケースがあるなど、複合的問題を含みやすいもので民間事業者を含めた地域での見守り体制の構築が不可欠であると考え、取り組みを行いました。

<第2期における取組状況と課題>

◆地域の身近な支援機関

各地域をカバーできるよう「高齢者あんしん相談センター」、「シルバーふらっと相談室」、「シルバー見守り相談室」、「地域福祉推進拠点（社会福祉協議会）」等の地域の身近な支援機関を増設・新設しました。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの支援機関における市民からの通報件数・相談件数は増加傾向にあり、虐待等の通報・相談先として各相談支援機関の周知が進み、実際に通報・相談に繋がっているためと推測されます。

一方で、それぞれの分野における支援体制は充実しながらも“介護と子育て”や“認知症とひきこもり”等といった複合的な相談内容については、それぞれの相談支援機関に別箇に相談しなければならない状態です。

また、明確な相談先がない、いわゆるすき間の課題への対応も必要です。

このような複雑化・多様化する相談内容に対し、分野を越えて横断的に取組む包括的な支援体制（ネットワーク）の構築が必要です。

◆情報提供

児童福祉ではメールマガジンや「すくすく＊はちおうじ (facebook)」など、幅広く他所管にわたる子育て支援サービスの情報を“タイムリー”“きめ細かく”“視覚的に分かりやすい”発信を行いました。

こうしたSNS等を活用した情報提供の仕組みは、児童福祉の分野で先行して実施され、その主な対象者が20歳代～30歳代とSNS等をよく活用する世代であることから利用が伸びています。SNS等は、タイムリーに発信することができ、また視覚的に分かりやすく、紙面に限りのある広報等よりも多くの情報を掲載することも可能です。情報を必要としている人に適切に提供していくため、今後は児童福祉だけでなく、他の福祉の分野でも多様な情報発信手段の活用を検討していくことが必要です。

◆地域福祉の担い手

地域における担い手の仕組みとして、社会福祉協議会の「ういずサービス」や、「高齢者ボランティア・ポイント制度」、「センター元気」、「子育て応援団」等を実施しました。

地域福祉の担い手については、支援をする側・支援をされる側の対象者によって、様々な制度が設けられており、活動内容について重複している部分もあります。支援をする側の意欲と質を向上させ、支援をされる側のニーズに的確にこたえていくために、今後はこうした人材を横断的により有効に活用できる仕組みが必要です。

また、地域でのネットワークづくりとして、社会福祉協議会のもと、小地域での支えあいの仕組づくりについて、既に活動している団体及び関係機関のスタッフと共に、それぞれの活動把握や活動の活性化、地域への啓発活動に資するための小地域福祉活動団体情報交換会を開催しました。

町会・自治会等を軸とした小地域福祉活動を実施している団体は、社会福祉協議会が把握している範囲で現在12団体程あり、独自に地域で支えあう仕組みを作り活動を行っています。こうした団体においても担い手の確保は課題となっており、今後も継続的な支援が必要です。

◆民間事業者を含めた地域での見守り体制

担当地域住民の生活状況を把握し、地域内の福祉増進を図る中心的な役割を果たす民生委員・児童委員への支援や地域社会からの孤立や孤独死を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指すため、地域で配達や訪問事業を行う民間事業者と見守りに関する協定を結びました。

支援を必要としている人を早期に発見し、支援のネットワークにつなぎ、早期に対応していくため、今後も地域における見守り活動を継続していくことや、民生委員・児童委員の活動支援、担い手の確保、地域福祉活動をしやすい環境づくりなどが必要です。

② 地域における社会的弱者の支援

「地域における社会的弱者の支援」においては、要支援・要介護認定者や身体・知的・精神それぞれの手帳所持者は、増加傾向にあります。手帳所持者の中でも判断能力の十分でない方が、適切なサービスを受けられるよう、相談機関や専門機関の充実と、当該機関へつなげる利用援助が求められます。

社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立状態にある方をめぐる問題が深刻化しています。生活保護受給者は平成25年をピークに漸減傾向にありますが、生活保護に至るリスクのある方は増加していると思われます。こうした方を地域において、早期に発見し、必要な支援に結びつける協働のネットワークづくりが必要であると考え、取り組みを行いました。

<第2期における取組状況>

◆社会環境の整備

市内の公共施設を中心として、「思いやり駐車スペース」や「赤ちゃん・ふらっと」の設置を行っていくとともに、市の補助を活かして民間施設へも設置を働きかけました。

今後は、民間施設への設置を促進するため、制度の周知を積極的に実施することに加え、利用が少ない補助制度は、制度自体のあり方を再検討する必要があります。

◆福祉教育・意識のバリアフリー

学校等における福祉に関する体験学習を実施したほか、障害に対する理解を深めるため、市民向けには認知症サポーター養成講座を実施し、市役所の職員向けには「障害・障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修」を行いました。また、平成28年には「八王子市障害者差別禁止条例」を改正し、合理的配慮の義務化などを明文化しました。

自らが直接体験し学ぶことで、意識のバリアフリーを進め、地域福祉活動への参加のきっかけとなることが期待されます。多くの方が体験できるよう、実施体制の強化が必要であり、また、現在は小中学校を中心に実施している体験学習を大学・一般向けにもさらに拡大することが望まれます。認知症や障害に関する研修については、今後も幅広く実施し、理解を深めていくことが必要です。

◆権利擁護事業

権利擁護事業は、いざ判断能力が不十分となった際のセーフティネットとなるもので、市においても高齢者福祉や障害者福祉等の分野と連携して「福祉サービス総合支援事業」や、「成年後見活用あんしん生活創造事業」、「市長申し立てによる成年後見支援」、「成年後見支援」を行ってきました。

現在、社会福祉協議会内に「成年後見・あんしんサポートセンター」を設置し、事業の推進を行っていますが、今後は、成年後見制度利用促進法に規定する“中核機関”として、行政機関や親族・専門職・市民後見人、各関係機関とのネットワークや支援体制を強化するとともに、市民や医療機関、福祉施設等にも制度の周知を行い、幅広く利用を促進することが必要です。

◆生活に困窮している方への支援

生活に困窮している方への支援については、これまでも「生活保護」以外にも多くの施策を実施しており、中でも、自立と子どもへの支援は大きな柱として、自立の面では、生活困窮者自立支援による相談やプラン作成、また八王子若者サポートステーション（サポステ）による「若者自立就労支援」や、「八王子就労サポート」等の就労の面の支援を行っています。子どもへの支援の面では、「子どもの健全育成」として、無料学習教室や、相談、都が実施している受験生チャレンジ支援貸付事業などを行ってきました。

生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、市の体制強化に向け、福祉部内に生活自立支援課を設置し、支援制度も充実してきました。一方で、様々な制度がありつつも、対象者や内容の違いが分かりにくく、支援を必要としている人への支援に結びつきにくい状況があると考えられます。今後も、制度や体制を整理し、一体的・一貫した支援が出来るようにする必要があります。

③ 地域における災害時の要援護者支援

平成 23 年の東日本大震災では、災害時要援護者(避難行動要支援者)の被害も多数報告され、今後、同規模の震災が首都圏で起こる可能性が指摘される中、避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要であり、そのためには、地域による支援体制の構築と、前提となる日頃からの地域とのつながりを、支援する側、される側、双方から発信する必要があると考え、取り組みを行いました。

<第 2 期における取組状況>

◆支援を必要としている方へ

災害時に緊急性・特殊性の高い人工呼吸器使用者への対応を計画化した、「在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業」や、障害のある方等への状況に合わせた「障害別避難支援マニュアル」を策定・配布し、啓発に努めました。

今後も対象者に応じた対応方法を検討し、当事者だけでなく、支援者にも対応方法を周知する必要があります。

◆地域で支える仕組み

地域で災害時要援護者(避難行動要支援者)を支援する仕組みとして、地域支援組織の結成を推進するとともに、避難行動要支援者名簿を市民部事務所及び市立小学校に配備しました。また町会・自治会、マンションの管理組合などへも自主防災組織の結成の促進を図りました。

災害時要支援者(避難行動要支援者)は、その対象者の状況により必要な支援が異なります。対象者に応じた対応方法を検討し、当事者だけでなく、支援者にも対応方法を周知する必要があります。また、地域支援組織と自主防災組織等との一体的な実施に向けた検討が必要です。

◆災害への備え

災害への備えとして、防災をテーマとした講演会や「防犯・防災フェア」を開催し、市民の防災意識の向上に努めました。また、社会福祉協議会においては被災時に集まったボランティアのとりまとめ役となる災害ボランティアリーダーを養成する事業を実施しました。

今後も、防災の意識付けや災害に備えた活動を平常時から継続的に行う必要があります。防災意識の向上では“防犯・防災フェア”の会場を八王子駅南口（サザンスカイタワー八王子東側広場）としたことで参加者が増加し、この機会を十分に活用することにより、有効的に普及・啓発する必要があります。担い手についても継続的な確保・育成が必要です。

＜事業実施のまとめ＞

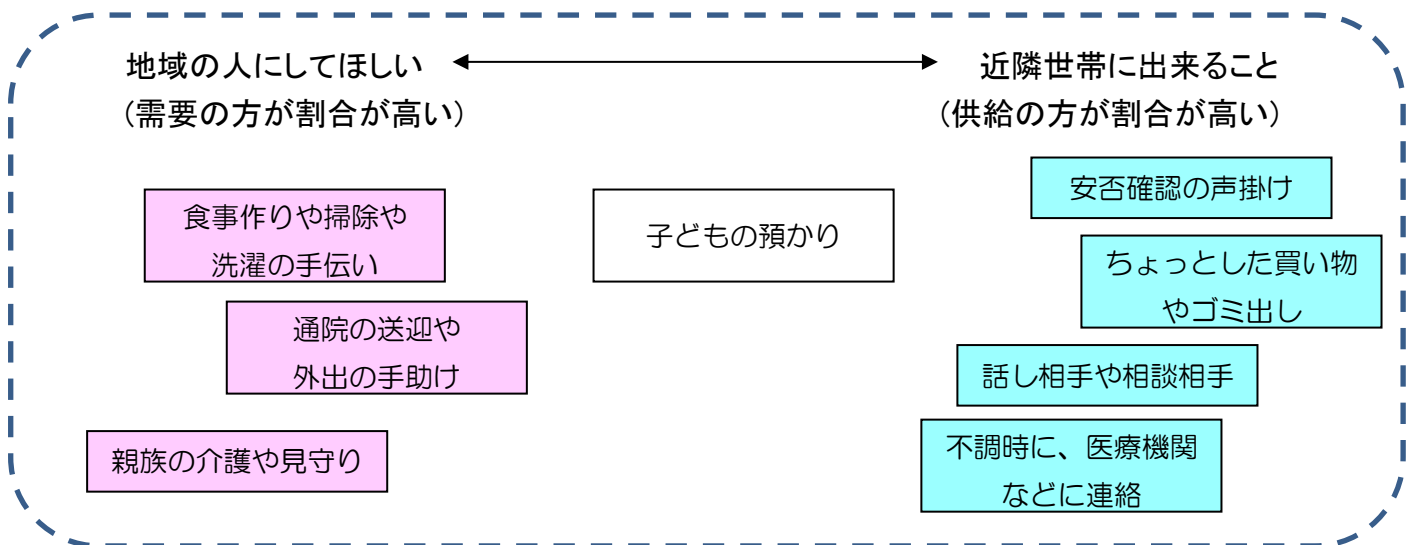
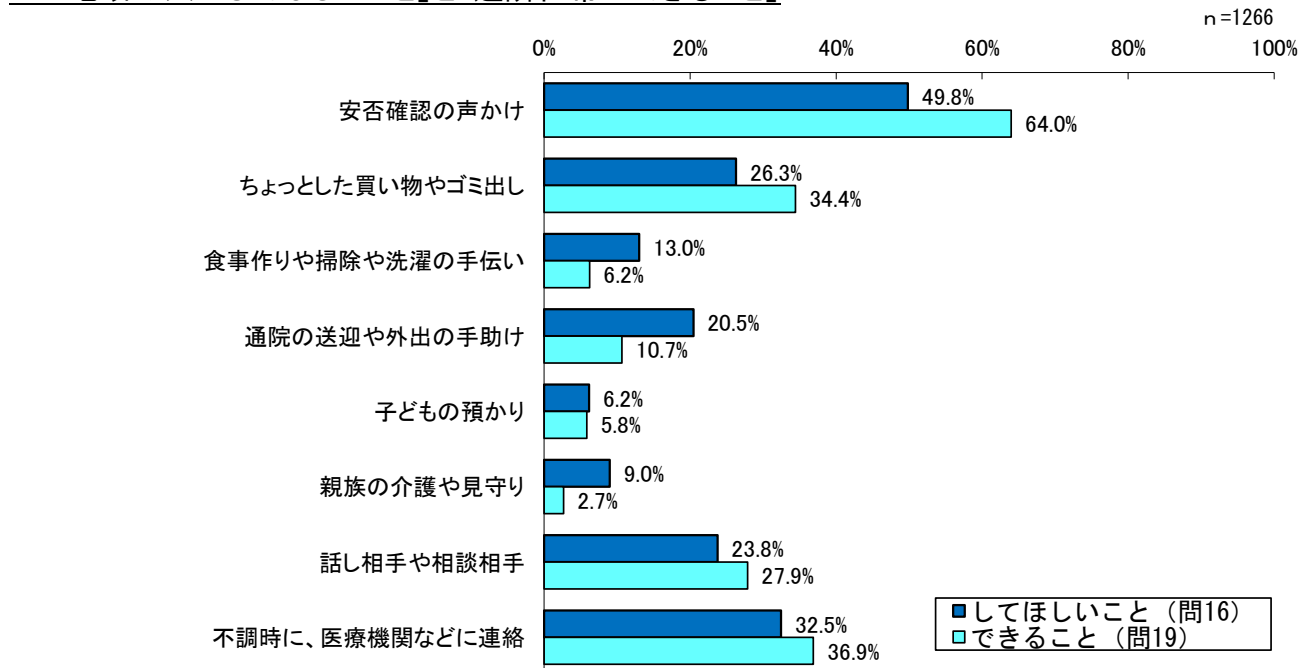
「地域における虐待・孤立化の防止」については、虐待・孤立化の防止は今後も引き続き解決を目指すべき課題です。第3期計画では、行政として相談者を支援するしくみづくりや情報提供の充実、地域福祉の担い手の確保・育成等への更なる取組が必要です。

「地域における社会的弱者の支援」については、東京都福祉のまちづくり条例や成年後見制度利用促進法、生活困窮者自立支援法等の法整備が進んでおり、福祉サービスの制度は充実してきています。しかし、一方で制度の内容が複雑化し、分かりにくくなってしまっており、市として福祉サービスを分かりやすく情報発信していくことが必要です。また、社会参加を促進するためには、地域で支えあう意識の醸成が不可欠であり、継続的な活動が求められます。

「地域における災害時の要援護者支援」については、災害時要援護者支援については、いつ発生するか分からない“災害時に特化”した取組みだけではなく、“平常時から継続的に行っていく”取組みも必要です。また、普段の見守り等が災害時に効力を発揮することもあります。災害時要支援者(避難行動要支援者)ごとに必要な避難方法等を検討するとともに、平常時からの取組を促進することが必要です。

(2) アンケート調査から

「地域の人にしてほしいこと」と「近隣世帯にできること」



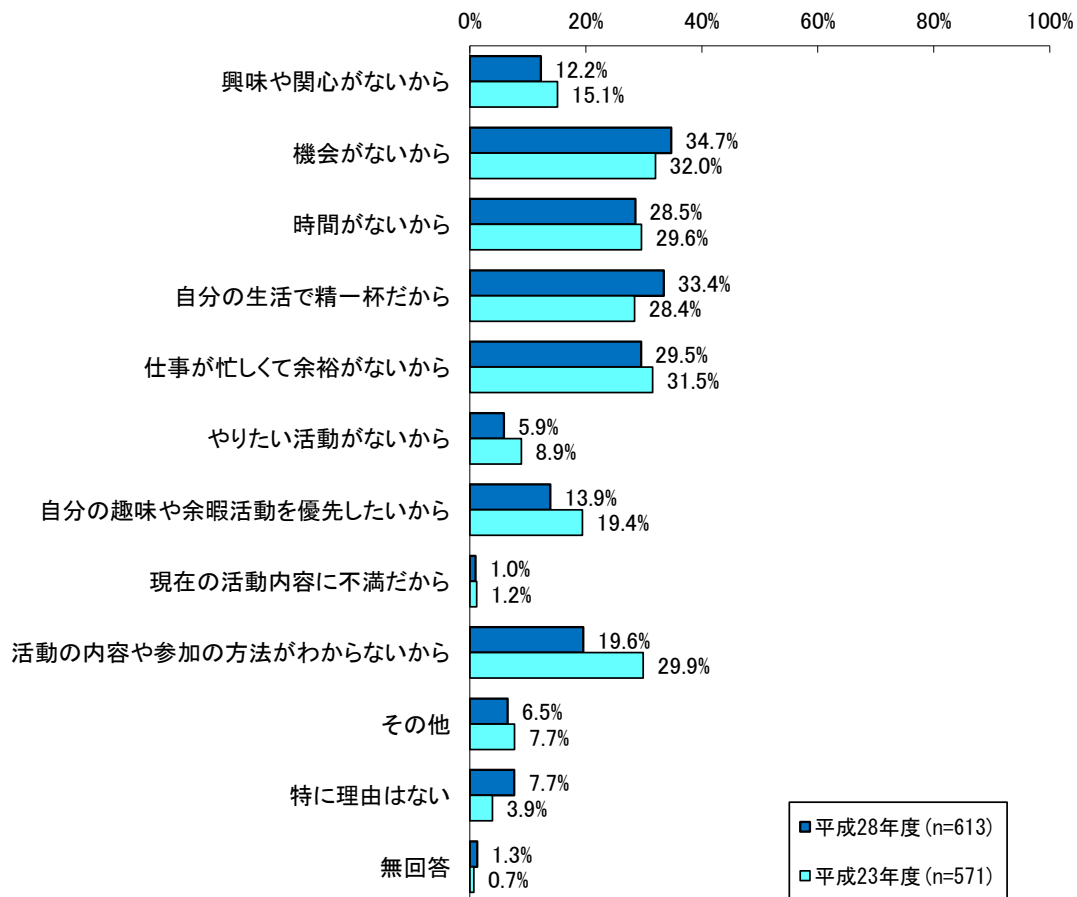
■ 地域の人にしてほしい取組は、介護や通院の送迎など支援者の負担が比較的重いもの
が選択されている。

■ 近隣世帯に出来る取組は、声掛けや相談相手など支援者に負担があまりかからない
ものが選択されている。

→ 近隣世帯に出来ることは比較的に取組みやすいものであり、地域の人にしてほしいも
のは専門的な知識や資格が必要となるものです。

→ 支援の内容として、地域住民が取組むものと、専門職・団体が取組むものを整理し
ていく必要があります。

「地域活動に参加していない理由」から
◇経年変化に見た傾向



■「機会がないから」が34.7%と最も高くなっている。

→潜在的な参加者として、地域活動の参加のきっかけづくりとなる活動機会を積極的に提供することが望まれています。

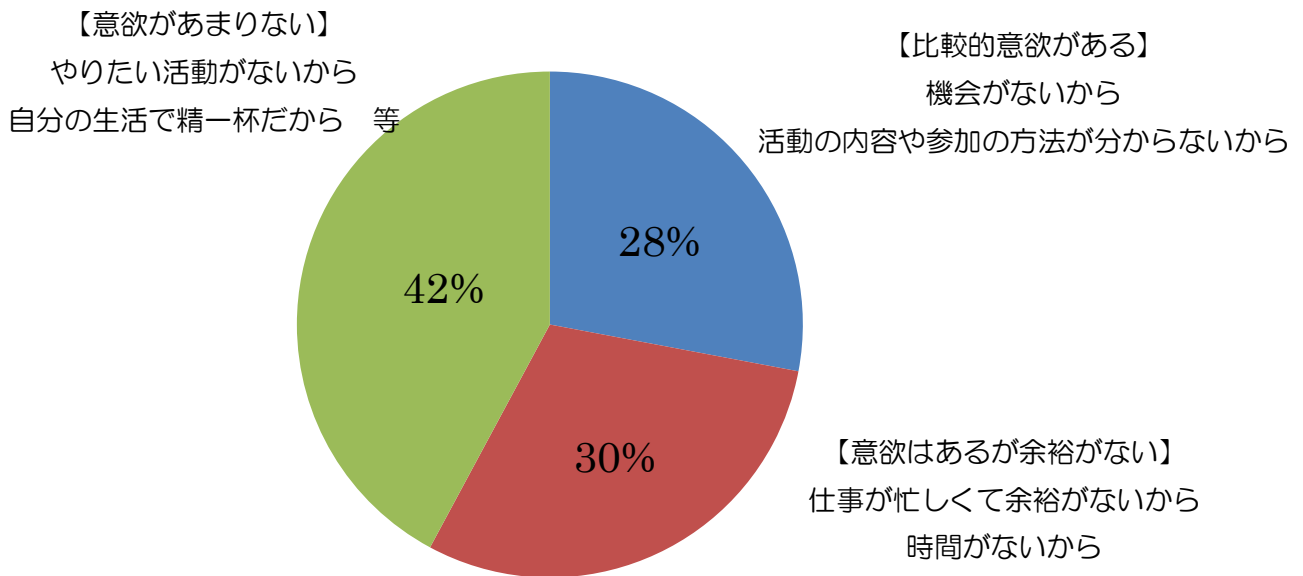
■「活動の内容や参加の方法がわからない」19.6%は前回より10%程度減少している。

→前回調査時に比べ大幅に減少しているが、依然として高い数値にあり、潜在的な参加者として引き続き参加方法等の情報発信が必要です。

■「興味や関心がないから」、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」は前回調査時より減少し、「特に理由はない」は増加している。

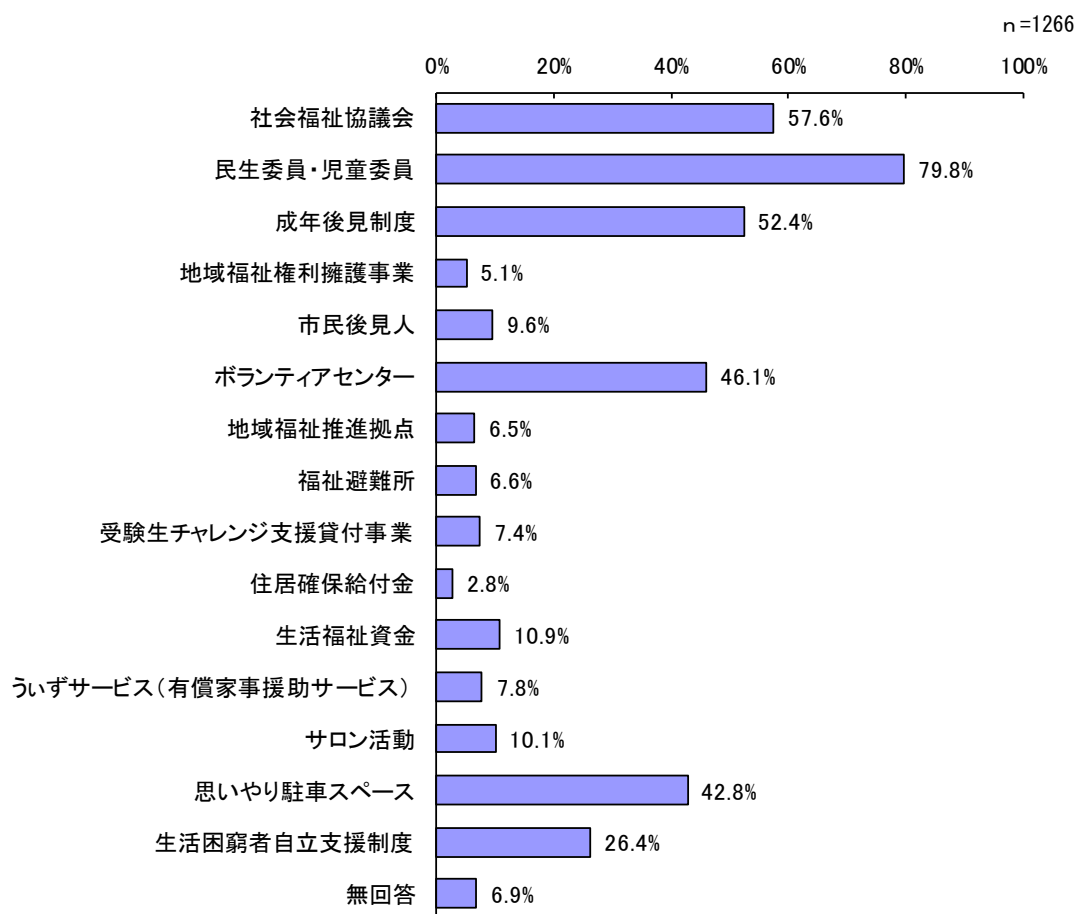
→地域活動に対する興味、関心が低いため、その活動内容や魅力を積極的に情報発信していくことが望まれています。

「地域福祉活動に参加していない理由」から
◇地域福祉の担い手の確保



- 【比較的意欲がある】【意欲はあるが余裕がない】は潜在的な地域福祉の担い手であると考えられる。
- “機会がないから” や “方法が分からないから” といった方への情報提供や参加手段の多様化等を行うことで、担い手の確保に繋がると考えられます。

「福祉にまつわる用語等の認知度」から
◇福祉にまつわる用語等の認知度

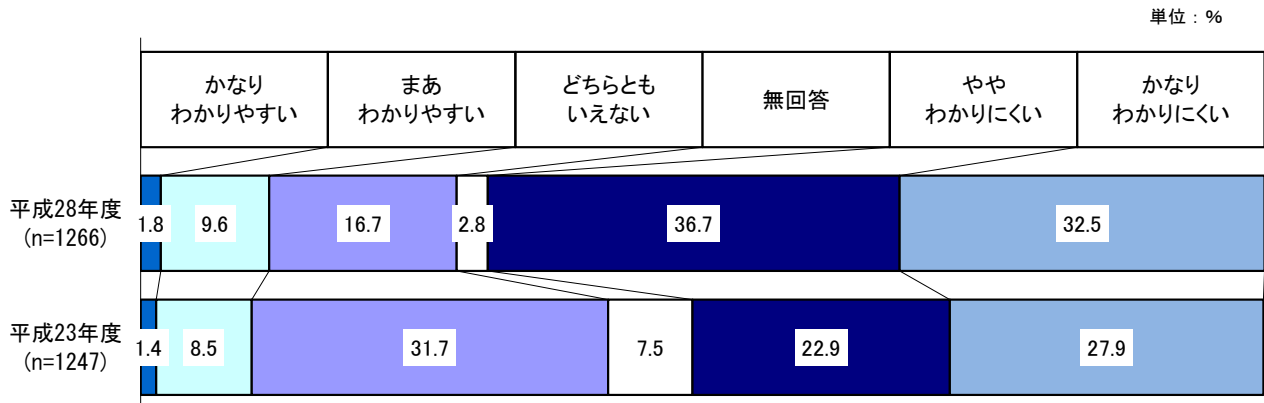


■「民生委員・児童委員」が 79.8%と最も高く、次いで、「社会福祉協議会」57.6%、「成年後見制度」52.4%などとなっている。一方「地域福祉権利擁護事業」は 5.1%と低い認知度となっている。

→成年後見制度の認知度は 52.4%だが、判断能力が不十分な方への行政支援策である地域福祉権利擁護事業の認知度は 5.1%と低いことから、「権利擁護事業」として一体的な P R が望まれます。

「福祉制度のわかりやすさ」から

◇経年変化に見た傾向



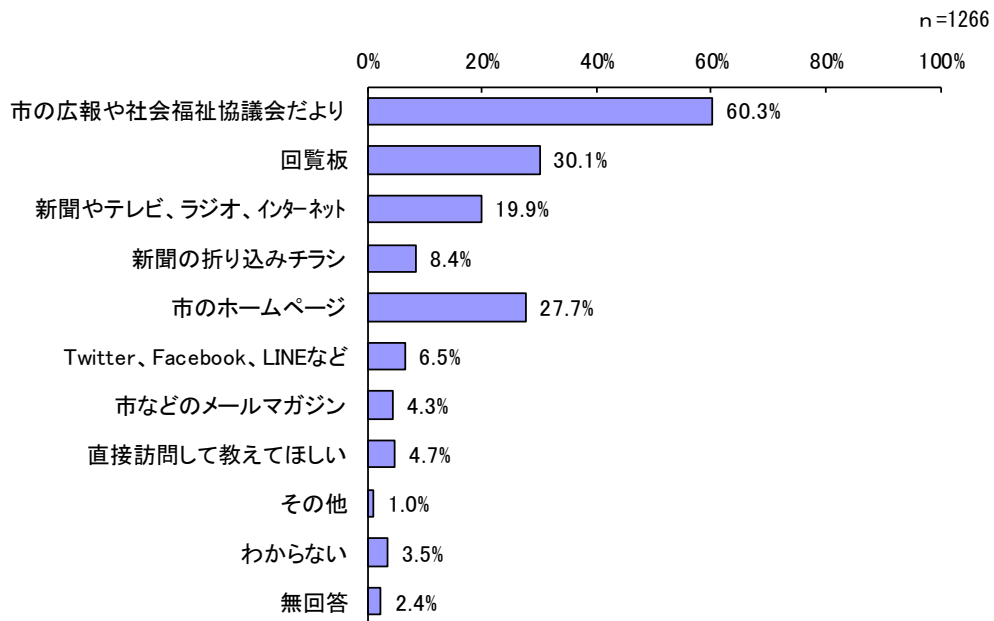
■「ややわかりにくい」と「かなりわかりにくい」を併せた『わかりにくい』と感じている層は全体の 69.2%となっており、前回調査の 50.8%から大幅に増加している。

→福祉サービスに関する、適切な情報提供の充実が望めます。

→福祉施設等の運営等に関する評価の公開や、事業への指導等による適切な施設等の運営など、分かりやすい福祉制度の実施が望めます。

福祉サービスの「情報の入手先」から

◇情報を入手する方法

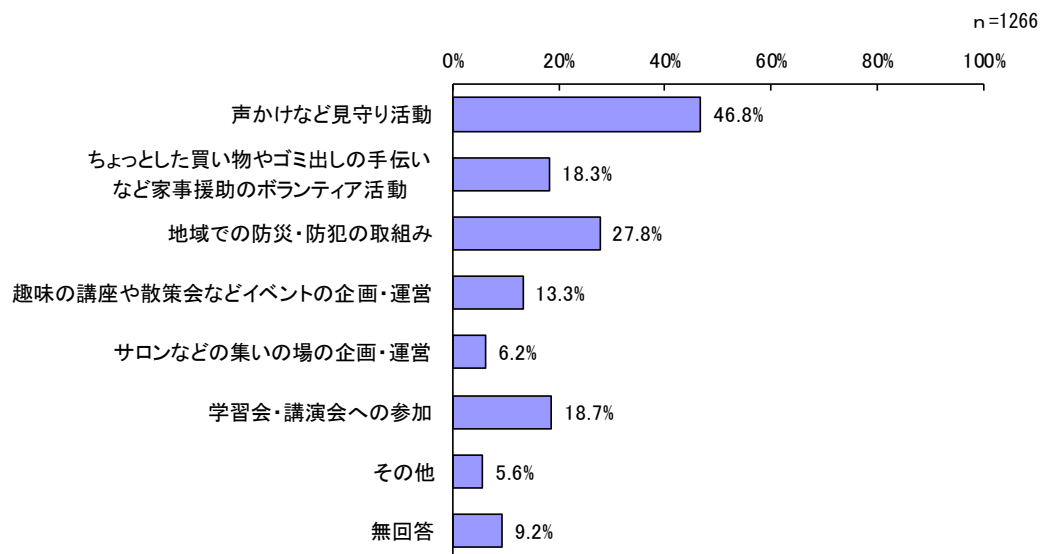


■「市の広報や社会福祉協議会だより」との回答が 60.3%と最も高く、次いで「回覧板」、「市のホームページ」となっている。

→福祉サービスに関する情報提供の充実が望めます。

「地域福祉推進拠点」から

◇「地域福祉推進拠点」でしてみたい活動

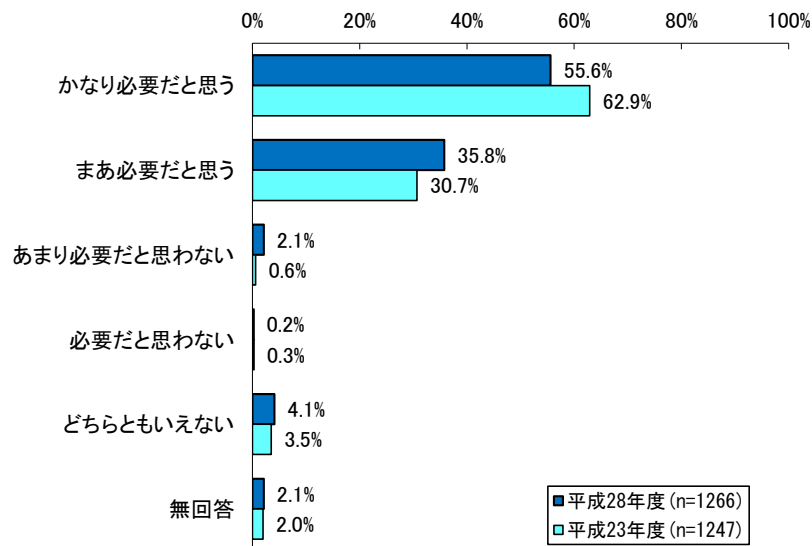


■「声かけなど見守り活動」が46.8%と最も高くなっており、次いで、「地域での防災・防犯の取組み」27.8%、「学習会・講演会への参加」18.7%などとなっている。
→「声かけなど見守り活動」、「地域での防災・防犯の取組み」といった地域全体で取り組む防災・防犯に関する活動が望まれます。

「災害時に地域で支えあうしくみ」から

◇災害時に地域で支えあうしくみ

大規模災害等の備えとして、地域で支え合う仕組みは必要だと思いますか。

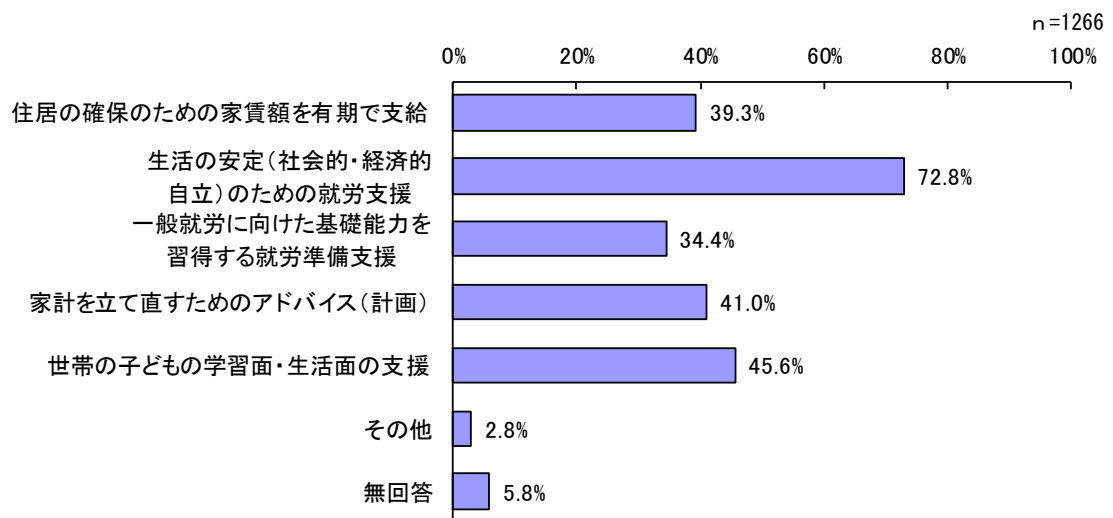


■「かなり必要だと思う」、「まあ必要だと思う」を併せた『必要だと思う』が全体の91.4%となっています。

→地域における防災活動の推進が望めます。

「生活困窮者自立支援制度で重視する点」から

◇生活困窮者自立制度で重視する点



■「生活の安定のための就労支援」が72.8%と最も高く、他の選択肢もいずれも3割から4割の回答を集めています。

→就労支援に対する要望が高いことから、更なる充実が望まれる。

＜アンケート調査からのまとめ＞

■地域で支えあうしくみの充実

様々な生活環境の変化により、子育ての支援やちょっとした家事の手伝い、見守りなどが必要となることがあります。地域の中で、互いにそうした支えあいを行うことができるしくみの構築や、活動への支援が求められます。

■情報提供の充実

様々な福祉サービスが提供されているが、その内容が分かりにくかったり、違いが分かりにくかったりすることが多くあります。子育て世帯や高齢者、障害者、低所得者等、支援を必要としている人に適切に福祉サービスを提供するため、内容を分かりやすく、多様な手段での情報提供が求められます。

また、民間の福祉施設等を安心して利用することが出来るよう、事業所の評価の公開や指導を行っていくことが求められます。

■地域で支えあう人材の育成・支援

地域福祉活動にあたり、担い手の確保・育成・支援は喫緊の課題である。地域福祉活動の積極的な周知や参加手段の多様化等が求められます。

■地域福祉活動の支援

ちょっとした気遣いや支えあいが地域での生活をより良いものとする。こうした活動がしやすい環境を整え、支援していくことが必要です。また、地域福祉活動の中核的に推進する社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動支援も必要です。

■交流を通じたきっかけづくり

核家族化やひとり暮らし高齢者が増加しており、孤立化を防ぐためには地域社会への参加を促すことが必要です。気軽に参加できるイベントや集いの場など、交流のきっかけが求められます。

■地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

防災・防犯に向けた取り組みは、地域全体で取り組むことが望まれています。また、災害時に頼れる人は普段から付き合いのある人が多いとみられ、普段からの付き合いを継続的に行うしくみづくりが必要です。

4 市が抱える課題のまとめ

これらのことから、市では次の3点を特に重点的な課題として整理します。

ア. 多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進

高齢、障害の分野ごとの相談体制では対応が困難な課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケース等の新たな状況が顕在化してきました。

また、支援制度がきめ細やかになる反面、制度の細分化、複雑化を伴い、利用者にとって一部「分かりにくい制度」となっています。

このような背景のもと、地域の中で住民同士が互いに課題解決できる体制づくりをすすめるとともに、既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携し、だれもが気軽に相談できる相談支援体制を推進する必要があります。

イ. 地域で福祉課題に取り組む人材の確保

行政や民間事業者の取組だけでは、支援を必要とする全ての人に支援が行き届くことは困難です。

そのため、地域住民が自ら課題解決し、それを支える取組が必要であり、地域力の強化と“すき間”の課題への取組を目指す「地域づくり」が求められています。

「地域づくり」を進めるためには、地域住民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域での活動に目を向ける人材の確保が必要です。

ウ. 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

平成27年4月より生活困窮者自立支援制度において、生活保護に至る前の段階の自立支援策を図るため、自立相談支援事業の実施など自立に向けた人的支援を行ってきました。

一方で、生活困窮者を支援する過程においては、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になります。

このため、既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じた地域づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

(※中扉裏)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

本計画は、市民と行政が協働して市政運営にあたる指針を示した「基本計画」の主に第2編「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」と第3編「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」をめざしています。

第2期計画においても、「一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち」を実現するため、「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり」を目標として掲げ、各施策を展開してきました。

一方で、地域における課題の解決を図っていくには、より一層の地域の力が重要となっているにもかかわらず、経済状況の不安定さに伴う働き方の多様化などから、地域への関心は高まっていない状況が続いていると言えます。

住み慣れた地域で個人が尊重され、生き活きと暮らせるよう共に助けあえる地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実をめざすため、第3期となる本計画においても、これまでの目標を引き継ぐこととします。

だれもが、地域の中で、共に支えあい、

安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり



2 計画の体系

第2期計画においては、それぞれの施策や事業の実施が、計画の目標に向けてどのような役割を果たしているかということが分かりにくくなっていました。また、重点項目を掲げてはいても、それがどの程度達成されたか、また、達成後、どのように次のビジョンを描くかと言ったことも明確でなかったことから、事業の実績はあるものの計画の進捗について適切に評価できているとは言い難い状況でもありました。

これらのことから、本計画の策定に当たっては、すべての事業を「しくみの充実」と「地域福祉活動支援・人材育成」、「福祉サービスの充実」という3つの方向性に取りまとめ、それぞれに重点テーマをもって施策や事業を実施します。

今回の策定においては、「市が抱える課題のまとめ」（36ページ）に掲載した「ア．多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進」を「しくみの充実」の重点に、「イ．地域で福祉課題に取り組む人材の確保」を「地域福祉活動支援・人材育成」の重点に、「ウ．生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上」を「福祉サービスの充実」の重点として取り組みます。

また、各方向性の中でそれぞれの施策を展開し、計画年度内に達成を目指す「目標」と「活動指標」を掲げます。この達成状況をもって、計画進捗の一つの目安とします。

テーマ **しくみの充実**

多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進

施策の展開

- ①地域を基盤とする包括的支援の強化
- ②社会福祉協議会の体制強化
- ③福祉に携わる職員の専門性の向上
- ④情報提供の充実

テーマ **地域福祉活動支援・人材育成**

地域で福祉課題に取り組む人材の確保

施策の展開

- ①民生委員・児童委員の活動支援
- ②地域で支えあう意識づくり
- ③地域で取組むきっかけづくり
- ④地域における福祉活動の支援
- ⑤“市民力・地域力”の担い手の発掘と連携
- ⑥虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- ⑦防災・防犯活動の推進

テーマ **福祉サービスの充実**

社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

施策の展開

- ①生活困窮者への支援
- ②権利擁護の推進
- ③福祉施設・事業所の評価と指導・監査
- ④ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
- ⑤高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各計画との連携

3 計画のめざす姿

重点課題の解決、また、次章の個別施策で示す地域福祉の実現には、支援を必要とする人が、必要な支援を受けることのできる体制を構築することが重要です。

支援とは、地域におけるちょっとした支えあい、公的機関や民間企業、また、地縁組織による支援、そして行政による支援と、目的や態様により異なりますが、いずれの状況においても円滑な支援ができるよう、その実現をめざします。

地域における相談の窓口の中核には「民生委員・児童委員」があたります。民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、全ての民生委員は児童委員でもあるため、民生委員・児童委員と呼ばれています。

民生委員・児童委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱され、地域と行政のパイプ役となることが期待されています。一方で民生委員・児童委員は必ずしも各分野の専門性に長けているわけではないことから、地域の方からの相談において、専門性が高いものや複雑な案件については、社会福祉協議会が中心となり、連携して対応にあたります。

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、「社会福祉法」に基づき、都道府県や市区町村に設置されており、本市にも「八王子市社会福祉協議会」があり、活動を行っています。

また社会福祉協議会は、地域福祉の基盤づくりを行い、地域力・市民力の向上をすすめる役割も担っています。

円滑の支援においては、地域の中の資源を知り、各分野の相談窓口を知っている方はそちらに直接相談先を選ぶことが望ましいですが、いわゆる「どこに相談していいかわからない」状況を解決するため、この、民生委員・児童委員と社会福祉協議会を中核とした相談システムを、八王子市の総合相談体制として進めてまいります。

4 福祉の圏域の考え方

これまで、地域福祉計画では“行政が適切な福祉サービスを供給するため”の範囲として、市民の日常生活を考慮して福祉圏域を設定してきました。

しかし、地域福祉は“適切な福祉サービスの供給”だけでなく、“地域住民による地域福祉活動の推進”も大きな役割の一つです。これは改正社会福祉法にも新たに盛り込まれました（106条の3）。

そのため、第3期地域福祉計画における福祉圏域の設定にあたっては、地域住民が地域福祉活動を推進するための範囲についても考慮する必要があります。

中学校区を最小の区域に

地域住民が地域福祉活動を推進する際の課題はたくさんありますが、活動の目安となる範囲をどのように設定するかは大きな課題の一つです。

“福祉圏域”についてこれまでの地域福祉計画では、市民部事務所の14圏域（平成5年）や、民生委員児童委員協議会の20地区（平成25年）を最小の区域として提示してきました。これらは、市民の日常生活を考慮しながらも、“行政が適切な福祉サービスを供給するため”の圏域として設定したものです。先述のとおり、“地域住民による地域福祉活動を推進するため”の圏域といった側面からも“福祉圏域”を捉えようとすると、民生委員児童委員の活動範囲だけでなく、より細かい町会・自治会をはじめとする地域コミュニティの活動区域（町や団地等の単位）や青少年対策地区委員会の活動区域（中学校区単位）、防災の取組み区域（町会・自治会や中学校区単位）等も考慮する必要があります。

このような活動区域を意識した取組みがたくさんある中で、福祉圏域は行政の福祉サービス提供の区域でもあり、また、福祉分野だけでなく、保健・医療・防災・教育・都市計画・交通等様々な分野とも連携した取組みの区域となります。

このようなことを踏まえ庁内検討会においては、市民にとってよりわかりやすく、すでに一部の分野で活動区域となっている中学校区を福祉圏域の最少単位として捉えることが適当であるとの見解が示されました。

また、市の附属機関である「市民参加推進審議会」でも、「地域の合意形成にあたっての適切な単位」は「町会・自治会を基盤とした上で、日常生活における移動範囲であり顔の見える関係性をつくりやすい範囲である中学校区が基本単位として適切と考える」と、答申（第4期）しています。

さらに、厚生労働省の地域力強化検討会においても、“住民に身近な圏域”として中学校区を例示しています。

そこで、第3期地域福祉計画では、福祉圏域の最小の区域として中学校区を設定し

ます。

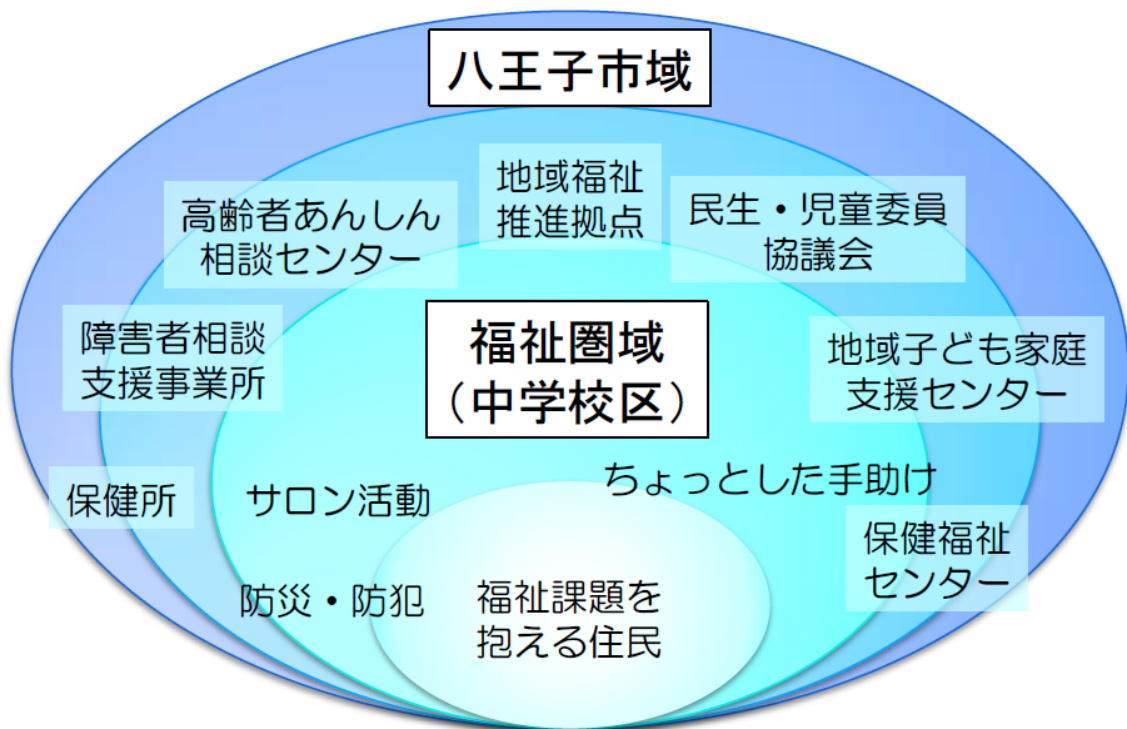
この区域を基本として地域住民の地域福祉活動を推進するとともに、福祉サービスの提供にあたっても考慮していきます。

中学校区と、民児協地区や町会・自治会区域との関わり

現在、本市の福祉サービスの提供は民児協地区を最小の区域として実施しているため、この範囲についても検証する必要があります。

地域住民の地域福祉活動と民生委員・児童委員の活動は密接に関わるものです。今後、地域福祉活動を進めていくためには、福祉圏域である中学校区と民児協地区との整合性を図ることが必要です。一方で、町会・自治会との関わりにおいては、民児協地区は長い歴史を持っており、中学校区と必ずしも一致するわけではありません。

そこで、2つの区域を一度に整合させることは多方面への影響が懸念されるため、第3期計画期間の中で関係機関とともに中学校区と民児協地区との関わりについて協議を進めていきます。



第4章 施策の展開

(※中扉裏)

第4章 施策の展開

1 しくみの充実

～多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進～

現状と課題

- ◆ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが必要です。
- ◆ 様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって「分かりにくい制度」となっています。

必要な取組

- ◆ 「計画のめざす姿」で示した“支援を必要とする人が、必要な支援を受けられることのできる体制”をつくります。
- ◆ 中核となる社会福祉協議会と共に取組み、社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆ 支援を必要としている人の状況に応じた情報提供と、情報バリアフリーを進めます。
- ◆ 地域生活課題などについて把握に努めます。

施策の展開

- (1) 地域を基盤とする包括的支援の強化
- (2) 社会福祉協議会の体制強化
- (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上
- (4) 情報提供の充実

<このテーマにおける目標>

- ① 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合

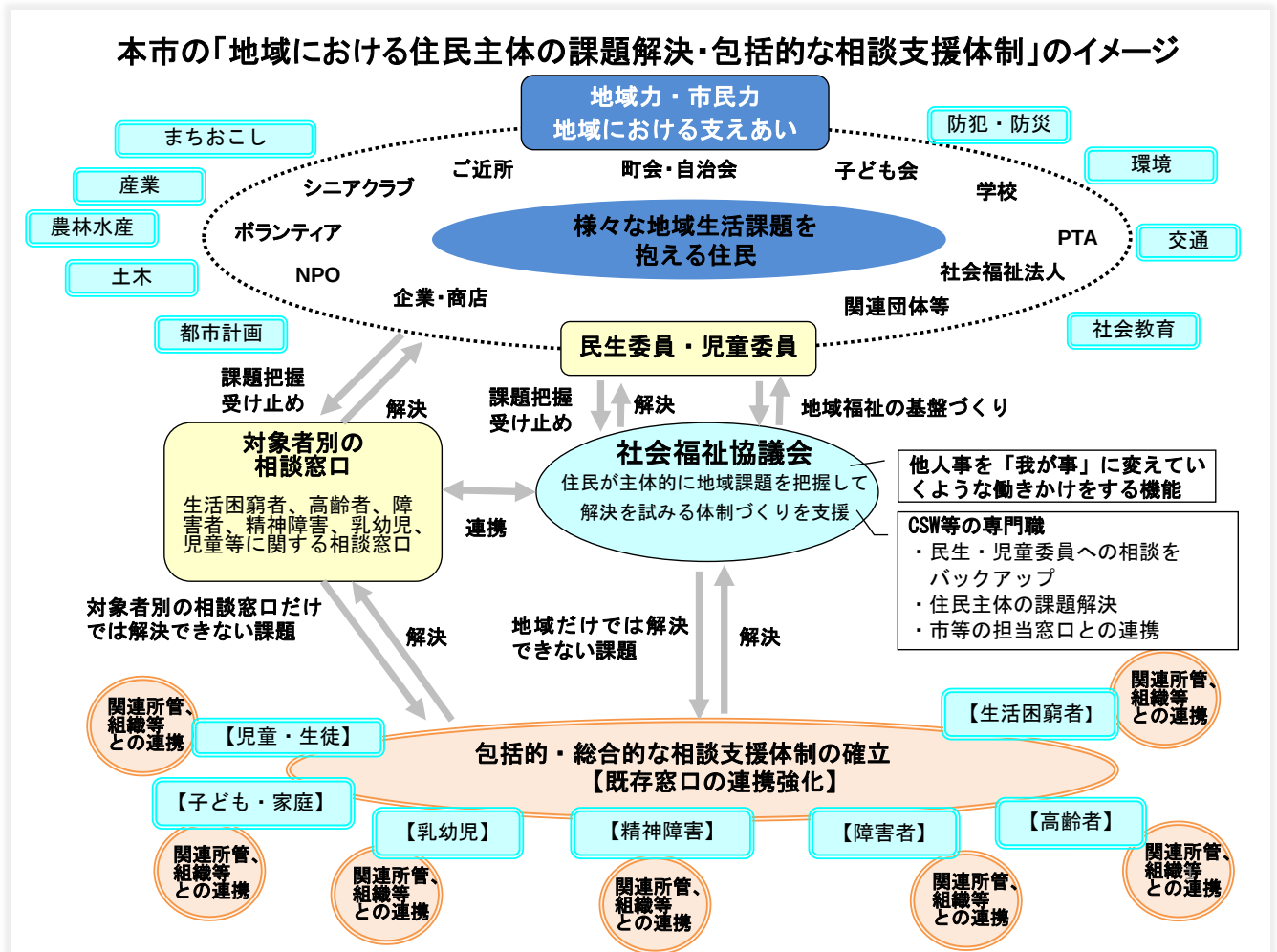
現状	平成32年度	平成34年度
7.1%	11.7%	14.8%

- ② 地域でおきる生活上の問題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

現状	平成32年度	平成34年度
73.6%	79.1%	82.2%

(1) 地域を基盤とする包括的支援の強化

多様化・複雑化する地域生活課題に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができる地域（まち）づくりを進めます。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員による相談支援体制、内容に応じた専門的な相談支援機関とのネットワークを強化します。また、地域と専門的な相談支援機関との“つなぎ役”は社会福祉協議会が担います。



○専門的な相談支援機関とのネットワーク○

高齢者あんしん相談センター・障害者地域生活支援拠点・子ども家庭支援センターなど分野ごとの福祉の相談支援機関や、保健福祉センターや保健所、居住支援協議会、消費生活センター、総合教育相談室など、住民の生活を支える機関と連携を図ることで、複雑な地域生活課題に対応します。

また、相談支援機関同士で情報共有を図り、地域生活課題の把握・解決に努めます。

＜主な取り組み＞

● 包括的な相談支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことが出来る体制など、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な支援のしくみを構築します。

→ 社会福祉協議会については(2)社会福祉協議会の体制強化

→ 住民主体の地域福祉活動については2地域福祉活動支援・人材育成

● “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の設置

それぞれの専門的な相談支援機関によって構成します。情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法などについて検討します。

● 社会福祉審議会の運営

本市の福祉に関わる課題について調査・審議する、市長の附属機関です。福祉の総合的な発展について、5つの専門分科会に分かれて審議を行います。

＜この施策における活動指標＞

“包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催回数

対象者別の専門的な相談支援機関の連携を強化するため、ネットワーク会議を開催します。

現状	平成32年度	平成34年度
新規	年間2回程度	年間2回程度

（２）社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会は包括的な相談支援体制において、“つなぎ役”として各機関との連携を図る役割を担います。市は地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、その体制を強化します。

また、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「いきいきプラン」は“車の両輪”の関係です。両計画の整合性を図り、一体的な取組みを進めます。

＜主な取り組み＞

● 社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会は「地域で支えあうしくみづくり」を推進する役割を担っており、地域福祉推進の中核的な存在です。この社会福祉協議会の体制を強化します。

● 総合相談支援体制での「つなぐ役割」としての専門性の向上への支援

社会福祉協議会職員の専門性の向上にむけ支援することで、社会福祉協議会の機能を強化します。

● 地域福祉推進拠点の整備促進

それぞれの地域における住民活動を支援し、相談支援を行う場です。この地域福祉推進拠点の整備を促進します。

＜この施策における活動指標＞

社会福祉協議会のCSWの数

CSWは、地域で生活していくうえで、どこに相談すればよいか分からない“困りごと”などの相談を受け付け、地域の様々な力を繋げて解決できるよう支援を行います。

現状	平成32年度	平成34年度
2名	6名	10名

（３）福祉に携わる職員の専門性の向上

市の職員や施設従事者を対象に、認知症や障害・障害者への理解など福祉に対する総合的な知識や技術を深め、専門性の向上を図ります。また、社会福祉主事など福祉系有資格者の育成を行い、福祉行政に対する安心感を高めます。

福祉事務所としては、社会福祉士を目指す実習生の受入を進めます。

<主な取り組み>

- “総合的な福祉の職員研修”の実施

“多様化する地域生活課題”に対応していくため、現場で相談・支援業務を行う職員の専門性の向上を目指します。

- 社会福祉士実習指導者の育成

福祉事務所として「社会福祉援助技術現場実習生」（社会福祉士になるための現場実習）の受入を行っています。この受入体制の充実に向けて必要な実習指導者の確保・育成を行います。

<この施策における活動指標>

“総合的な福祉の職員研修”の延参加者数

福祉の各分野についての知識や理解を深め、現場で相談者が抱える課題を的確に把握できるよう、職員の育成を行います。

現状	平成３２年度	平成３４年度
新規	延５０人	延１００人

（４）情報提供の充実

福祉の各分野では、それぞれの制度などの情報をまとめた「介護なび・はちおうじ」や「福祉のしおり」、「子育てガイドブック」などの冊子を作成しています。制度や法律、福祉サービス等の情報が、それを必要とする人の状況に合わせて行き渡るよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供を行います。

また、児童福祉分野ではメールマガジンやSNSの活用が広がっており、他の福祉分野でも活用を検討します。

＜主な取り組み＞

● 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の情報提供の充実

福祉の各種制度を分かりやすく情報発信するため、児童福祉分野ですでに実施しているSNSの運用を始め、多様な手段によって発信していきます。

● 音訳・点訳資料の提供

ボランティアが作成した音訳・点訳資料を貸出したり、他自治体の音訳・点訳資料を借り受けて図書館を通じて提供することで、図書館の利用を促すとともに、どこでも本に触れ、情報や知識を得る機会を提供します。

＜この施策における活動指標＞

facebook 等SNSの活用 いいね！の数

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等各分野情報を分かりやすく、かつタイムリーに発信するため、SNSを活用します。

現状	平成32年度	平成34年度
新規	750件	1,000件

2 地域福祉活動支援・人材育成

～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～

現状と課題

- ◆ 地域住民が主体的に課題を解決し、それを支える取組である“地域づくり”が必要です。
- ◆ そのためには、地域住民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められます。

必要な取組

- ◆ 地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備します。
- ◆ 地域での活動に参加する機会を充実させます。
- ◆ 地域住民の福祉活動を支援します。
- ◆ 虐待・孤立化の防止に向けた取組を推進します。
- ◆ 防災・防犯活動の取組みを支援します。

施策の展開

- (1) 民生委員・児童委員の活動支援
- (2) 地域で支えあう意識づくり
- (3) 地域で取組むきっかけづくり
- (4) 地域における福祉活動の支援
- (5) “市民力・地域力”の担い手の発掘と連携
- (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- (7) 防災・防犯活動の推進

<このテーマにおける目標>

① 地域での活動に担い手として参加したことの人の割合

現状	平成32年度	平成34年度
50.2%	60.2%	66.9%

② 福祉に関する地域活動に参加している人の割合

現状	平成32年度	平成34年度
12.3%	13.9%	15.1%

(1) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域の住民の声を最初に受け止め、総合相談体制においては地域へとつなげる重要な役割を担います。

また、重負担とならないよう助言・指導を通して、地域の人々に親しまれる活動の支援を行います。

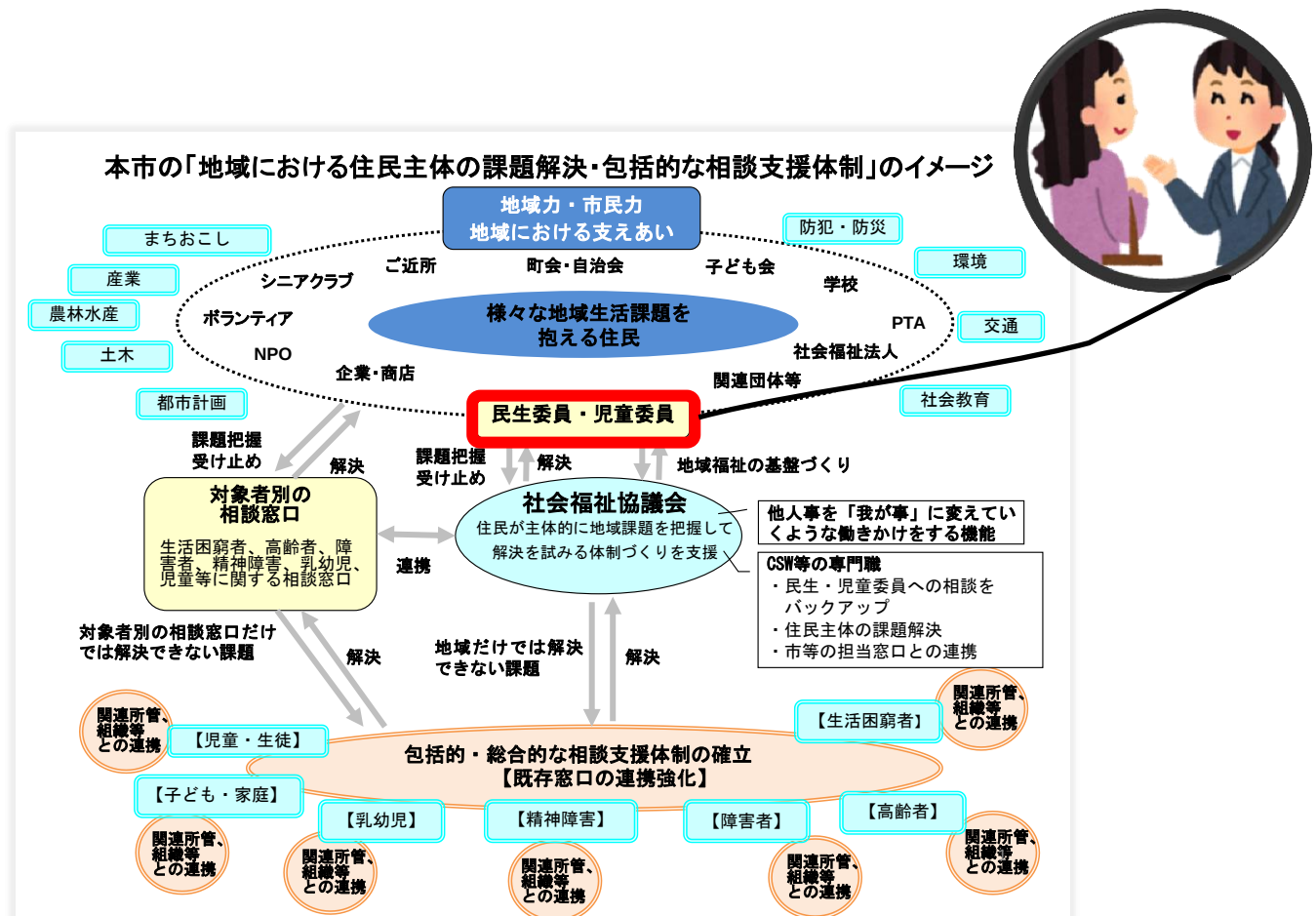
<主な取り組み>

● 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域住民について調査や相談・助言、行政機関との協力などを行います。こうした活動を充実させ、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備します。また、民生委員・児童委員に対する調査を継続し、活動支援に役立てます。

● 総合相談体制での「つなぐ役割」としての専門性の向上への支援

福祉サービスや制度や、相談・支援業務についての研修や意見交換を行い、専門性の向上を支援します。



＜この施策における活動指標＞

民生委員児童委員に関する広報掲載回数

市報、ホームページなどを活用し民生委員・児童委員のPRをすすめ、認知度が高まることで住民理解・協力が進めます。

現状	平成32年度	平成34年度
3回	4回	5回

(2) 地域で支え合う意識づくり

福祉や消費者行動といった地域で共に暮らすために欠かせない内容を知る機会を充実させ、市民の興味・関心を育てます。

また、福祉について学ぶ機会を増やすことで、お互いを理解し尊重しあう心を育む取組を支援し、意識のバリアフリー化を推進します。

<主な取り組み>

● 学校等への車いす等体験学習(社会福祉協議会)

児童・生徒を中心に、「福祉講話」「車いす体験」「高齢者疑似体験」「点字体験」「アイマスク体験」を実施します。

● 夏休み体験ボランティア活動(社会福祉協議会)

中学生から青年を対象に、高齢者施設・障害者(児)施設・保育園等の協力のもと、施設内でのボランティア体験活動を行います。

● はちおうじ出前講座

生涯学習活動を支援するため、学習会などに、市や官公署・企業等の職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をします。

<この施策における活動指標>

学校等への車いす等体験学習実施回数

車イス体験などを通じて福祉に関する意識を高めます。

現状	平成32年度	平成34年度
117件 (延13,714名)	130件 (延15,000名)	140件 (延16,500名)

（３）地域で取組むきっかけづくり

地域福祉に参加するきっかけとして、交流の「場」や参加に必要なことを学ぶ機会などを設け、地域福祉活動に参加するための支援を促進します。

また、こうした場や機会についての情報発信を行います。

＜主な取り組み＞

- 地域住民による主体的な取り組みへの支援

地域福祉推進拠点(社会福祉協議会)では、地域住民が主体的に運営に携わっています。“趣味の講座”などはボランティアが企画・運営し、地域に参加するきっかけをつくっています。

- はちおうじ志民塾

概ね 50 歳以上のシニア世代を対象に、地域での様々な市民活動における中心的な役割を担う人材を養成します。

- お父さんお帰りなさいパーティー開催支援

地域での市民活動への参加のきっかけづくりの場として行うイベント「お父さんお帰りなさいパーティー」に対する財政的、人的支援を行います。

＜この施策における活動指標＞

地域福祉推進拠点の住民主体の事業実施回数

地域の人が集まる機会を提供し、地域活動の参加のきっかけづくりを推進します。

現状	平成 3 2 年度	平成 3 4 年度
2 9 回 (延 3 9 5 名)	3 5 回 (延 4 5 0 名)	4 0 回 (延 5 0 0 名)

(4) 地域における福祉活動の支援

地域における課題の解決に向けた取り組みを進めている個人や、町会・自治会やNPO等の地域の団体の活動を支援します。

<主な取り組み>

- **ういずサービス(有償家事援助サービス)(社会福祉協議会)**

高齢者や障害者・ひとり親家庭・産前産後・病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方(利用会員)、登録した協力会員がホームヘルプサービスを行います。

- **高齢者ボランティア・ポイント制度**

介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、あらかじめ登録された65歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給します。

- **ファミリー・サポート・センター**

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けが欲しい方(依頼会員)と手助けができる方(提供会員)が、地域で育児の相互援助活動を行います。

- **日本赤十字社活動への支援**

日本赤十字社奉仕団は、防災訓練・水防訓練やイベントの際の炊き出しや救護法普及活動等を行います。非常災害時の被災した者の援護、健康増進、疾病予防など社会奉仕活動を支援します。事務局では災害義援金の募集、血液センターと協力し献血の呼びかけ、広報などで奉仕団員増員を図ります。

- **町会・自治会による福祉活動への支援**

町会・自治会は民生委員・児童委員とも関わりが深く、共に地域福祉を推進していくことが望まれます。見守り活動など地域福祉活動を行う町会・自治会の活動支援にむけて検討します。

＜この施策における活動指標＞

ういずサービス協力会員数

住民相互の福祉活動であるういずサービスの協力会員が増加することで、地域住民の活動支援につなげます。

現状	平成32年度	平成34年度
207名	215名	230名

(5)“市民力・地域力”の担い手の発掘と連携

ボランティアセンターを中心に、地域福祉活動を行っている個人や団体間での情報交換等が行えるようネットワーク化を進めます。現在、活動の内容や目的ごとにネットワークを構築しており、より活動しやすい環境を目指します。

また、学園都市の強みを活かし、学生によるボランティア活動を推進します。

<主な取り組み>

- **ボランティアセンター(社会福祉協議会)**

ボランティア活動してみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、活動先の紹介や活動者の紹介など、さまざまな支援を行います。

また、本市が被災した場合には災害ボランティアセンターとして、市と共に復興を目指します。

- **高齢者コーディネートセンター “センター元気”**

特技を持った高齢者と、それを必要とする方とを紹介し、つなげます。また、双方の相談を受け付け、高齢者の生きがいづくりとなる様々な活動を支援します。

- **子育て応援団Beeネット**

子育て中の過程を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成し、支援します。

- **市民活動支援センター “NPOさぽーと802”**

まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツなど、あらゆる分野の公益的な市民活動を支援します。

- **大学生によるボランティア活動の推進**

大学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、大学生の八王子地域への愛着や理解を深めるための取り組みを行います。また八王子市が募集するボランティア活動に、大学生が参加する機会を高めていきます。

＜この施策における活動指標＞

小地域福祉活動団体連絡会開催回数

地域課題に取り組む団体等の情報を集約し、活動支援、連携をすすめていきます。

現状	平成 3 2 年度	平成 3 4 年度
4 回	6 回	8 回

（６）虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、相談や生活に必要なサービスを充実させます。地域における住民の集まりの機会を促し、地域の事業者にも見守り活動への参加を促すなど、普段からの関係づくりを支援します。

<主な取り組み>

● 見守り協定の運営

見守り協定事業者のスタッフが、通常業務中に気づいた「異変」を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供します。

● サロン活動への支援

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流の場を提供する活動がサロン活動です。“ふれあい・いきいきサロン”や“子育てサロン”などがあります。

● シニアクラブ

シニアクラブはおおむね60歳以上の高齢者で構成される、地域貢献活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいを高める活動などを行う団体です。こうした社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かにして、いきいきとした高齢社会をめざします。

<この施策における活動指標>

見守り協定締結数

虐待・孤立化の予防や早期発見に向け、地域住民や事業者等と連携を進めます。

現状	平成32年度	平成34年度
新規5件 (計27件)	新規3件 (計30件)	新規5件 (計35件)

～見守り協定の運用～

連絡を受けた市は、各分野の運営において中心的な役割を果たしている

- ・ 高齢者⇒高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）
- ・ 障害者⇒障害者福祉課（障害者虐待防止センター）
- ・ 子ども⇒子ども家庭支援センター

などの関係機関と連携して対応し、情報提供された内容について確認後、情報提供元の見守り協定事業者へ連絡します。

(7) 防災・防犯活動の推進

災害時の支援を円滑に行うためには普段からの付き合いが大切です。また、こうした取組みは防災だけでなく、防犯の効果もあり、一体的に行うことが有効です。

普段からの組織づくりを充実させ、知識や実際に被災した時の対応まで含めた実践的な意識の啓発を行います。

<主な取り組み>

● 地域における災害時要支援者支援体制の構築

災害時要支援者の地域支援組織結成を促すため、相談やマニュアルを提供するなど普及啓発を行います。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、事務所、八王子駅南口総合事務所、市役所本庁舎及び市立小学校に配備します。

● 災害ボランティアリーダーの養成(社会福祉協議会)

本市が被災したとき、各地から支援に訪れる災害ボランティアを取りまとめ、被災者の支援ニーズとコーディネートするのが災害ボランティアリーダーです。養成を進め、地域で助け合うしくみを充実させ、地域の防災力を高めます。

また、市の総合防災訓練では災害ボランティアセンター立上げ訓練等を社会福祉協議会と合同で行います。

● 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

災害時に要援護者となりやすい方のうち、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者への災害時の被害を最小限にとどめるため、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成します。

● 自主防災組織への支援

共助体制の強化を図り、地域防災力向上を目指すため、主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を促します。

● 地域防犯リーダー養成講習会の実施

地域での自主防犯活動を牽引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施します。

＜この施策における活動指標＞

地域支援組織説明会実施回数

町会等への説明機会を増加させることで、災害時要支援者に対する個別支援をすすめる地域支援組織等の結成促進につなげます。

現状	平成32年度	平成34年度
1回	3回	5回

3 福祉サービスの充実

～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～

現状と課題

- ◆ 生活困窮者自立支援法や成年後見制度利用促進法など、社会的弱者へ支援を行う法律ができ、具体的な取組みが求められます。
- ◆ ニーズの的確な把握や社会資源の活用、地域住民の理解促進などが必要です。

必要な取組

- ◆ 生活困窮者への支援を充実させます。
- ◆ 権利擁護の推進・成年後見制度の利用を促進します。
- ◆ 利用者の視点に立った福祉施設や事業所の評価や指導・監査を行います。
- ◆ ユニバーサルデザインに基づき、ハード整備と普及啓発を行います。
- ◆ 必要な福祉サービスやその量を把握し、検討を行います。

施策の展開

- (1) 生活困窮者への支援
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 福祉施設・事業所の評価と指導・監査
- (4) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
- (5) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各計画との連携

<このテーマにおける目標>

① 生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

現状	中間目標	目標
54.7%	80.7%	98.1%

② 「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

現状	中間目標	目標
52.4%	63.6%	71.2%

（１）生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

様々な課題を持つ生活困窮者に対し、地域において自立した生活を送ることが出来るよう支援します。

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけ

生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者の早期発見と包括的な支援を具現化していくことが重要です。また、制度の目標は、①生活困窮者の自立と尊厳を確保した支援②生活困窮者支援を通じた地域づくりです。

生活困窮者自立支援制度を着実に実施するためには、地域福祉政策など関連施策との連携を確保し、地域のネットワークを強化していくことが必要でありそれは、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものであります。

2. 生活困窮者の把握など

生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数は平成 27 年度 914 件、平成 28 年度 1,140 件であり、今後も増加が見込まれます。

平成 28 年度は相談者の約 6 割が男性、年齢は 20 代～80 代まで幅広い傾向にあります。

また、相談者は障害、高齢、疾病、多重債務、社会的な孤立などの問題を複合的に抱えている場合が多く、複雑化・困難化する前の早期の段階で支援を行うことが重要となるため、市役所各部署や地域の関係機関・団体と連携し、対象者の早期把握に努めていく必要があります。

3. 生活困窮者の自立支援

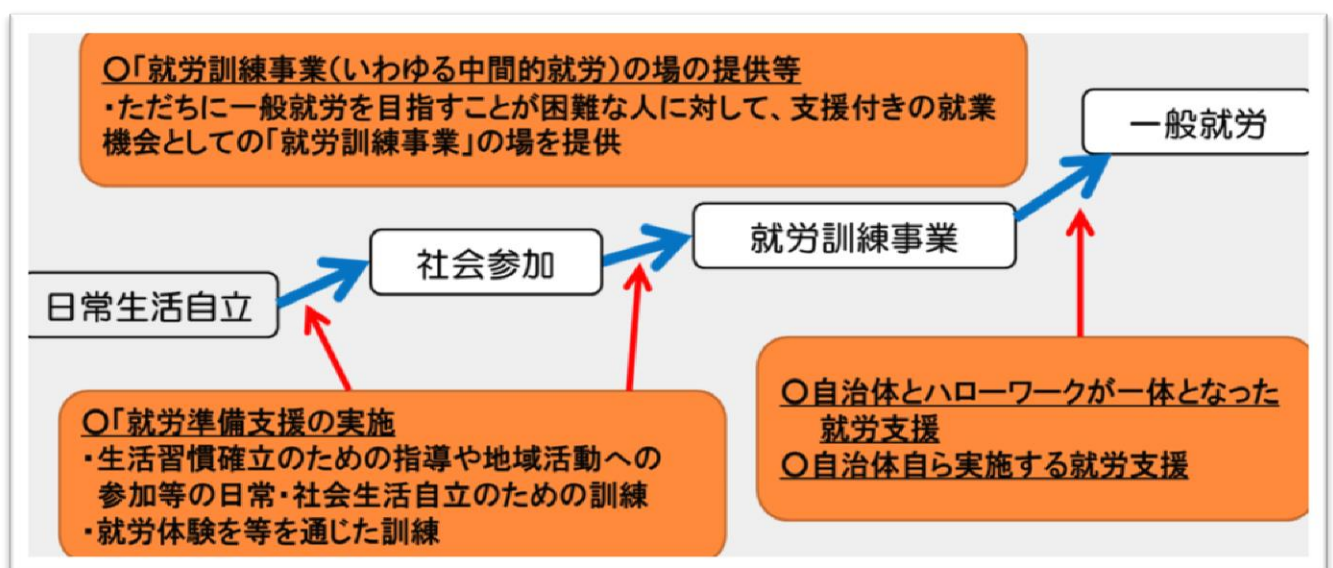
(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を一体的に実施します。

事業	内容
自立相談支援事業	・就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等の実施
住居確保給付金	・離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動することなどを条件として、有期で家賃相当額を支給
就労準備支援事業	・生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施
学習支援事業	・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への相談支援の実施
家計相談支援事業	・家計に問題を抱える方へ家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施
就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定	・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場を提供する事業者の認定

本人のステージに応じた就労支援



② 関係機関・他制度、多様な主体による支援

「八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」で多様な主体による支援の方法を検討することをはじめとして、庁内各部署や教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を行っていきます。

事業	内容
生活福祉資金の貸付	・ 所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行う
生活保護制度の適正実施	・ 低所得者世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、生活保護受給世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進。 ・ 生活保護受給世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図る
生活保護受給者等就労自立促進事業	市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者などの就職を支援する事業。 市役所地下 1 階フロアにハローワークの常設窓口（就労サポート）を増設し、支援対象者の就労による自立を促進する
若者自立就労支援	働くことについて様々な悩みを抱えている 15 歳～39 歳くらいまでの若者が就労につけるよう、協力事業者の事務所における職場体験など様々な支援を行っていく。

～八王子若者サポートステーション（サポステ）～

- ・ 本人、保護者に対する相談支援
- ・ 就職活動セミナー・ビジネスマナー・パソコン講座等セミナーの実施
- ・ 職場体験・職場実習
- ・ 3泊4日の合宿形式による「クリーニング基礎講座」の実施

～若年無業者就労促進事業～

サポステの登録者や当支援を受けることが適当であると判断された人を対象とする。社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者に対し就労の経験を積むことができる支援付きの就労の機会を提供する就労訓練（いわゆる「中間的就労」）を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けていきます。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援制度の最終的な目標は「生活困窮者を生み出さない地域づくり」です。そのためには、既存の地域の社会資源との連携、あらたな社会資源の創出、住民の方の理解を促進するための機会づくりなど、市と地域の方々が一体となった地域づくりが必要となります。地域の方々の生活困窮者自立支援制度の認知度を高めるため、一層の周知を図っていきます。

事業	内容
社会福祉法人との連携	社会福祉法人が有する機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）を活かし、中間的就労等の就労支援、無料学習支援教室の会場提供など、生活困窮者のための支援を進めます。
社会福祉協議会地域拠点との連携	社会福祉協議会が整備を進める地域拠点との連携を進め、地域生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える対背づくりを進めます。
インフォーマル団体との連携	フードバンク活動をする団体と確約書を交わし、食糧支援を必要とする生活困窮者の方と団体をつなぐ「橋渡し役」となるなど、地域で活動する団体と市の連携を図ります。

<この施策における活動指標>

①自立支援新規相談件数

制度周知及び関係機関との連携強化により、支援を必要とする人を早期に発見し、相談・支援を行います。

現状	平成32年度	平成34年度
1, 140件	1, 300件	1, 500件

②就労決定者数(生活保護受給者含む)

ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行い、自立につなげます。

現状	平成32年度	平成34年度
468名	580名	680名

③無料学習教室参加者数

子どもたちの未来の自立に向け、学習機会の場を提供していきます。

現状	平成32年度	平成34年度
110名	130名	160名

（２）権利擁護の推進（成年後見制度利用促進法）

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知を図り、利用しやすい環境を整備します。

１．成年後見制度利用促進 市町村計画としての位置付け

この項目は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第２３条に基づく市町村計画としての機能を持ちます。

本市における成年後見制度の利用促進について、基本的な考え方を示します。

２．地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるしくみです。地域連携ネットワークが一体的に、権利擁護支援が必要な人を後見人等を含めた“チーム”で見守ります。

（１）中核機関

地域連携ネットワークには、関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関が必要です。

本市では、社会福祉協議会内に設置した成年後見・あんしんサポートセンターを中核機関として位置付けます。

（２）役割

地域連携ネットワークは５つの役割を担います。

① 広報機能

学習会や講演会、出前講座を開催し、成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。

制度の周知を図ることで、権利擁護の必要な人の早期発見につながることを期待されます。

② 相談機能

サービス利用についての相談受付体制を強化します。

相談を受ける中で、ニーズを見極め必要な支援につなげます。

③ 利用促進機能

相談者と必要な制度をつなぎ、サービス利用の支援を行います。

④ 後見人支援機能

市民後見人や親族後見人の活動支援を行います。

⑤ 不正防止効果

成年後見制度を適切に運用することで、不正防止の効果が見込まれます。

3. 市民後見人の養成・支援

本市独自に市民後見人の養成を行い、“市民力・地域力”の強化へつなげます。受任後は社会福祉協議会が法人後見監督人となり、活動を支援します。

こうした取組みには各関係機関との連携が必要であることから、「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」を中核的な機関として位置付け、支援体制を強化します。

また、苦情解決に向けた取り組みを進め、適切なサービスの利用を支援します。

<主な取り組み>

● 成年後見・あんしんサポートセンター八王子

福祉サービスの利用に際しての苦情や判断能力の不十分な方々の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援を行います。成年後見制度の市民への周知を図り、市民後見人の育成及び活用の推進、法人後見監督の体制を強化します。

● 成年後見支援

判断能力が十分でない方で、申請する親族がいない場合などに、市長が後見人を選任する審判を家裁に申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護などを行います。

また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行います。

＜この施策における活動指標＞

①市民後見人候補者数

成年後見制度の利用促進に向けて、市民後見人候補者の養成を実施することで、権利擁護の推進につなげます。

現状	平成32年度	平成34年度
33名	63名	93名

②講座・学習会開催回数

制度に対する周知・理解を深めてもらう機会である講座等を実施することで、権利擁護の推進につなげます。

現状	平成32年度	平成34年度
9回 (延234名)	11回 (延250名)	13回 (延270名)

（３）福祉施設・事業所の評価と指導・監査

保健医療・福祉に携わる事業所の資質の向上をめざし、第三者による評価受信への支援や、認可事務及び指導、検査事務を適切に行い、安心してサービスを利用できる環境を整えます。

＜主な取り組み＞

- **社会福祉法人認可事務及び指導や検査事務の実施**

介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法等の規定に基づき、介護サービス事業者・障害者福祉サービス事業者、児童福祉施設等の検査事務(事業所管課で実施するものを除く)を行います。

- **東京都福祉サービス第三者評価受審費補助**

福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みのことで、高齢や障害、子育て等各分野の施設等に対し、受審促進のため、その受審費の補助を行います。

- **施設従事者向け虐待防止研修**

施設従事者に対し、障害者への虐待を防止するための研修を実施します。

＜この施策における活動指標＞

検査等は義務のため、その件数を活動指標に設定はすることは適当でないので、設定しません。

（４）ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

誰もが利用しやすいまちづくりの整備を進め、利用しやすく工夫された施設についての市民の理解を深めていきます。

＜主な取り組み＞

- **思いやり駐車スペース設置への補助**

障害者・妊産婦・高齢者・一時的にケガをしている方など、歩行や移動の困難な方が優先的に使える、駐車場利用者の“思いやり”に根ざした駐車スペースです。
市の施設への設置が進んでおり、民間施設への設置を促進します。

- **赤ちゃん・ふらっと設置促進**

乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように設置された、授乳やおむつ替えができるスペースです。
事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進します。

- **交通空白地域交通事業への運営費補助**

交通空白地域（鉄道駅 700m、バス停 300m以遠）で地域が行う、地域交通事業に運営費の補助を行います。

- **東京都福祉のまちづくり条例に基づく審査・指導の実施**

障害者、高齢者すべての人々が円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出審査、指導を実施します。

＜この施策における活動指標＞

思いやり駐車スペースの民間設置数

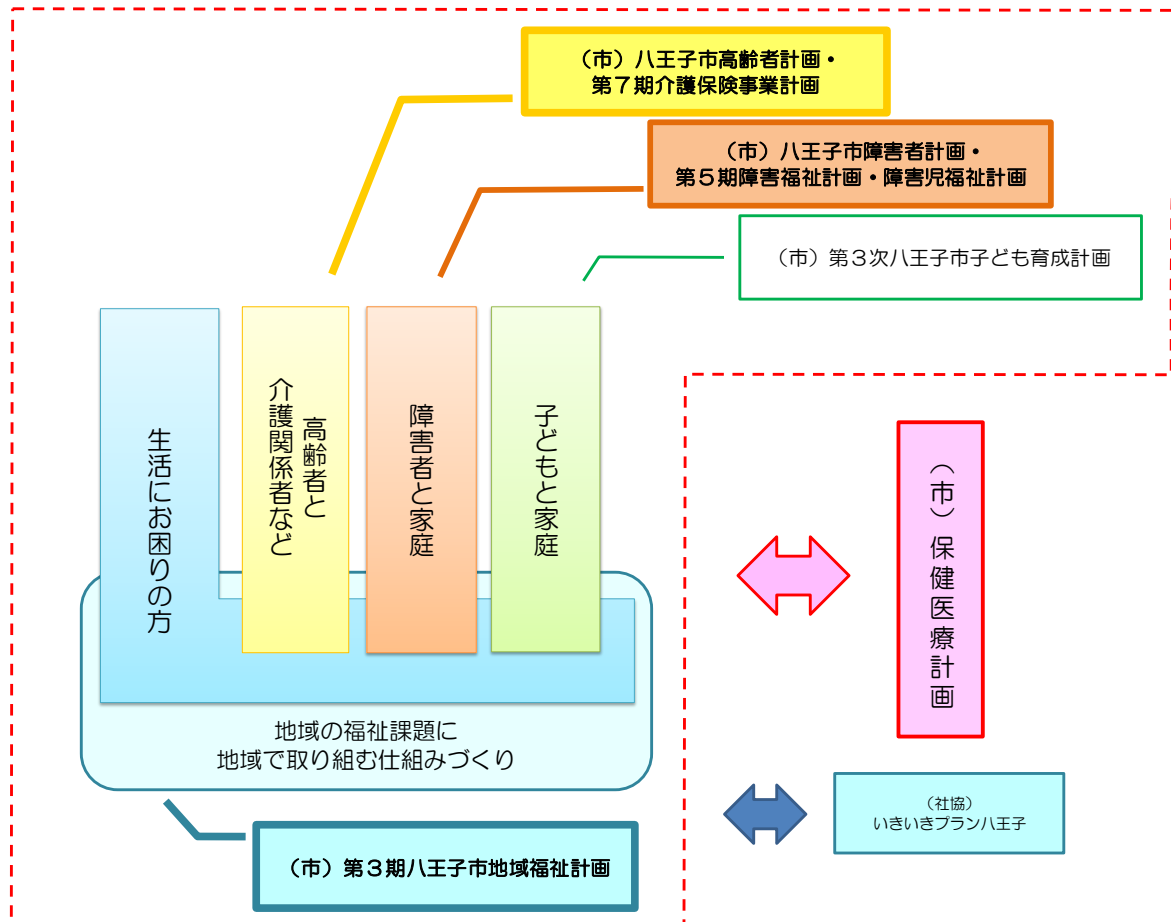
思いやり駐車スペースの民間施設への整備を推進することで、より多くの市民の目にとまり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの意識が高めます。

現状	平成32年度	平成34年度
0台	3台	6台

（５）高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各計画との連携

地域生活課題は多様化・複雑化しています。個別の課題を一つずつ解決していくだけでなく、複数ある課題を一体的に捉え、包括的に支援していくことが必要です。

その包括的な支援について示しているのが地域福祉計画です。支援の核となる対象者別の取組については、それぞれ計画を策定しています。これらが一体となり、福祉施策を推進していきます。



(※中扉裏)

第5章 計画の推進

(※中扉裏)

第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

(1) 計画の推進

第2期計画においては、保健医療・福祉に関する総合的な見地から協議、意見交換を行う「八王子市地域保健福祉推進協議会」に図り、計画の進行管理・評価を行いながら、着実な事業実施へとつなげてきました。

平成27年4月に中核市に移行した際、「八王子市地域保健福祉推進協議会」を母体として「八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」（以下「地域福祉専門分科会」という。）を設置し、以降は計画の進行管理・評価を引き継いできました。

本計画においても、福祉分野の対象者別計画である「高齢者計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「こども育成計画」や連携を図る「保健医療計画」について、地域福祉専門分科会において横断的な協議、意見交換を行います。

また八王子市社会福祉審議会において、専門的な事項を調査審議等するために各専門分科会を置き、その分科会の会長、副会長で構成する「代表者会」において、それぞれの専門分科会での審議内容等について横断的な協議、意見交換を行います。

専門分科会

- (1) 地域福祉専門分科会
- (2) 民生委員審査専門分科会
- (3) 高齢者福祉専門分科会
- (4) 障害者福祉専門分科会
- (5) 児童福祉専門分科会

(2) 計画の点検と評価

本計画の実施に当たっては、その効果や達成を把握する事により、さらに次期へとつなげていくことが大切です。

本計画の策定にあたっては、次期計画の策定時に現計画の達成度を見るひとつの指標として、各テーマに定性的な「目標」を掲げました。成果は市民アンケート等により把握するため、計画期間の中間年と5年目に実施し、事業実施による成果の把握に努めていきます。

また、その目標の達成に向けた各施策の展開ごとに、定量的な「活動指標」を設けました。各施策については、本計画における進行状況を把握する指標となるため、こ

れらについては毎年、地域福祉専門分科会に報告し、意見・評価を反映させながら、計画の推進につなげていきます。

2 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なPR媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。